電気設備工事特記仕様書

（包含工事の場合、◆印の項目及び事項については元請負者の業務内容に含むものとする。　　）

Ⅰ．工事概要

1．工事名称　30上屋改修工事

2．工事場所　四日市市　千歳町36番地

3．建物概要

建物概要	構造	階数	延べ面積(㎡)	用途区分
				消防法施行令別表第一
30上屋倉庫　便所	S造1階建　一部RC造（便所）	1	2503.6㎡	改修工事
計				

（延べ面積は建築基準法による表記　　）

4．工事種目

主なる工事種目は、下記の○印のついたものである。

工事種目		工事場所				
電力設備	電灯設備	○				
	動力設備	○				
	雷保護設備					
	接地設備					
受変電設備						
電力貯蔵設備	直流電源設備					
	交流無停電電源設備					
発電設備	ディーゼル発電設備					
	ガスエンジン発電設備					
	ガスタービン発電設備					
	太陽光発電設備					
	風力発電設備					
通信・情報設備	構内情報通信網設備					
	構内交換設備					
	情報表示設備					
	映像・音響設備	○				
	拡声設備					
	誘導支援設備					
	テレビ共同受信設備					
	テレビ電波障害防除設備					
	監視カメラ設備					
	駐車場管制設備					
	防犯・入退室管理設備					
	自動火災報知設備	○				
	自動閉鎖設備					
	非常警報設備					
	ガス漏れ火災警報設備					
中央監視制御設備						
構内配電線路						
構内通信線路						
その他						

5　県内企業優先使用
　本工事に於いて、下請け契約を締結する場合には、当該契約の相手方を三重県内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定するよう努めること。

6　不当介入を受けた場合の措置
　暴力団員等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等排除処置要綱第２条第１項第１０号）を受けた場合の措置について
〔１〕発注者は暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等排除処置要綱第２条第１項第１０号）による不当介入を受けた場合は、断固として
　これを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
〔２〕〔１〕により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。なお、発注者への報告は
　文書で行うこと。
〔３〕受注者は暴力団等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

7　総合評価方式
　総合評価方式の工事において、技術提案の不履行があった場合は、本工事の完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件（以下「発注工事」という。）で、責任の評価点において発注工事の技術評価点（満点）の１割を減点する。また、同一年度に複数工事で不履行があった場合は不履行工事件数に応じて、発注工事の技術評価点（満点）を減点する。

8　主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間（国総建第７４号　平成２１年６月３０日　国土交通省総合政策局建設業課長）
１）現場施工に着手するまでの期間
　請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。
〔２〕検査終了後の期間
　工事完成後検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

Ⅱ．共通仕様

1．適用

図面及び特記仕様書に記載されていない事項については下記による。（最新のものを適用）

・三重県公共工事共通仕様書
・三重県建設工事実務必携
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築設備工事標準図」（電気設備工事編・機械設備工事編）
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事監理指針」「電気設備工事監理指針」「機械設備工事監理指針」
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
・国土交通省国土技術政策総合研究所及び独立行政法人建築研究所監修「建築設備耐震設計・施工指針」
・電気設備に関する技術を定める省令（電気設備技術基準）
・電気工事業の業務の適正化に関する法律
・電気工事士法
・労働安全衛生法
・消防関連法規（条例・所轄署指導要領を含む。）
・電力会社供給約款
・その他関連法令、関連諸基準

2．一般共通事項

下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、●印のついたものを適用する。

項目	特記事項
1．一般事項	（１）工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各施工基準に準拠し監督員指示の下に入念かつ誠実に施工すること。 （２）設計図書に定められた内容、現場の納まり・取り合い等の不明な点や施工上の困難・不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑義、設計変更のとおりに施工することで将来不具合が発生しうると予想される場合については、その都度、監督員と協議すること。 なお、設計図書のとおりの施工であっても使用上の不具合が発生した場合は、協議のうえ改善策を講じること。 （３）他工事との取合いについては予め当該工事関係者間において協議し、円滑な工事遂行に努めること。 なお、調整不足による意匠的な仕上がり不備や不具合が発生した場合は、監督員の指示により手直し施工を行うこと。
2．施工体制台帳等の提出	工事を施工するために締結した下請契約の代金の総額が３，０００万円以上になる工事及び低入札価格で受注した工事は、施工体制台帳、施工体系図を提出する。
3．施工中の安全確保及び環境保全	低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めること。
4．工事保険等	（１）建設業退職金共済に加入（請負代金５００万円以上の工事） １）建退共新規の発注者用掛金収納書を契約後１ヶ月以内に契約者に提出する。 ２）当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示する。 ３）未加入下請業者に対して加入を指導する。 （２）建設労災補償共済に加入 建設労災補償制度への加入証明書等を契約後１ヶ月以内に契約者に提出する。
5．足場	設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省　平成21年４月）により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の２の①手すり据置方式又は　　②　手すり先行専用足場方式により行うこと。
6．三重県産業廃棄物税	本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、請負者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の４月１日から８月　日までの間に三重県産業廃棄物税支払い請求書に産業廃棄物税納付証明書を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。 なお、この期間を超えて請求することはできない。 また、産業廃棄物処理集計表（マニフェストの数量の集計）を超えて請求することはできない。
7．電気工作物の種類	・一般電気工作物　　・自家●電気工作物　　・事業用電気工作物
8．電気工事士	電気工事士法の区分により施工するものとし、契約電力が５００ｋｗ 以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工するものとする。
9．有資格者の配置	（１）非常用予備発電設備の工事別責任者は、発電設備自家用発電設備専門技術者据付工事部門（Ｋ）の有資格者とする。 また、非常用予備発電工事に従事する者は、非常用予備発電装置の工事に係る「特殊電気工事資格者認定証」の交付を受けた者とする。 （２）太陽光発電設備の設置工事等に従事する者は、太陽光発電システム設置工事に関する研修事業（一般社団法人太陽光発電協会）の受講及び太陽光発電設備の製造者が実施する施工上の資格を有する者とする。 （３）消防設備点検工事に従事する者は、当該設備に関する甲種消防設備士の資格を有する者とする。 （４）電話設備、その他施工に資格が必要なものにあっては、関係法令に基づいた有資格者を配置し、施工するものとする。
10．電気工事業の業務の適正化に関する法律	電気工事の施工場所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の経済産業省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。
11．電気主任技術者との調整	自家用電気工作物等で電気主任技術者が選任されている施設で工事を行う場合は、電気保安技術者を選任し、電気主任技術者に工事内容の説明を行い、指導を受けるものとする。 また、工事期間中の電気工作物の保安業務も行う。
12．現場事務所等に備え付ける図書	下記の図書（最新版のもの）を備え付ける。 ① 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編） ② 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築設備工事標準図」（電気設備工事編・機械設備工事編） ③ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編） ④ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事監理指針」、「電気設備工事監理指針」、「機械設備工事監理指針」 ⑤ 工事写真の撮り方－建築設備編－ ⑥ 三重県公共工事共通仕様書 ⑦ 三重県建設工事実務必携 ⑧ その他、監督員の指示する図書及び工事の容量計算等に必要な図書
13．施工計画等	受注者は施工に先立ち、次の書類を提出し監督員と打合せを行う。 なお、書類の作成においては、関連する関係者と充分に調整すること。 ① 総合施工計画書 包含工事の場合は、電気設備工事施工計画書とする。 ② 工種別施工計画書（施工要領書） 各種工種ごとに作成し、申覧及び搬入計画書も作成する。 ③ 施工図（プロット図、平面図、展開図、各種詳細図） 主要機器、重量機器、３ｋｇ超過吊器具類等については、固定方法、吊り方法等の詳細図を作成し、充分な耐震性能を確保する施工方法を提案すること。 ④ 耐震計算書、幹線計算書等 ⑤ 照度分布図、センサー動作範囲図など
14．品質計画	品質計画については、監督員の承諾を受けること。
15．測定機器の校正等	試験に使用する計測器類は２年以内の校正証明書（写）又は有効期限内の精度保証書（写）等を提出する。
16．機材等	工事に使用する材料及び機器等については、次の書類を提出する。 ① 使用機材届出書 ② 機器明細図 仕様機材届出書に記載のものの他、監督員の指示による。 ③ 各種計算書 設計図書による他、監督員の指示による。 ④ 機材の品質・性能証明 機器及び材料等の選定にあたっては後述の「電気設備工事指定資機材適用規格及びメーカーリスト」、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業　設備機材等評価名簿」又はこれらと同等以上のものとする。 なお、設備機材については、設計図書に定める品質及び性能を有すること証明資料（「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」（社）公共建築協会）による場合は評価書の写し）を監督員に提出する。 また、品質が柔められる水準以上であれば、県内生産品の優先使用に努め、「みえ・グリーン購入基本方針」に準ずること。 建設資材の調達にあたっては、極力県内の取り扱い業者から購入するよう努めること。 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用すること。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員との協議による。 （認定製品の品名：　　） 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 （認定製品の品名：間伐材製工事用パリケード・看板・標示板・ガードフェンス、石こうボード・　）

17．機器類の能力等　機器類の能力、容量等（電動機出力は除く）は原則として表示された数値以上とする。

18．鋼材検査証明書　本工事に使用する鋼材は鋼材検査証明書を提出すること。

19．工程表　関連業者間にて十分協議し実施工程表、月間工程表を作成して監督員に提出すること。
なお、月間工程表には種設・屋根・高所等の施工確認項目の該当時期を印すること。

20．工事写真　建設大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方（改訂第3版）－建築設備編－」による他、監督員の指示により撮影し電子納品及び以下のものを提出する。なおＣＤの提出部数は「電子納品」を参照とする。
① 全写真をサムネールにて印刷（Ａ４版用紙に両面印刷にて１５枚程度／ページ）　１部
② 代表写真（不可視部分や材料、寸法写真、拡大写真、着去包分品、搬出状況等）を抽出し１料相当サイズで印刷。（Ａ４版用紙に両面印刷にて３枚／ページ）　１部
③ 高保持きの完成写真を１料相当サイズで印刷。（Ａ４版用紙に両面印刷にて３枚／ページ）　１部

21．施工条件　監督員及び関係官庁と協議調整し決定すること。
１）施工可能日
・指定なし
●一部指定あり（振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等）
・指定あり
指定日（・施設の休業日　●打ち合わせによる　・その他（　　））
２）施工可能時間帯
・指定なし
○一部指定あり（振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等）
●指定あり
指定時間（・（　　）時～（　　）時　●打ち合わせによる　・その他（　　））
３）概成工期
・適用する（工事期日より（　　）日前）　●適用しない
４）その他
（　　）

22．埋蔵文化財調査　埋蔵文化財の調査が行われる場合は協力すること。
・発掘調査等の実施あり
・発見された場合、発掘調査等の実施あり

23．部分引渡し等　部分引渡し等がある場合は協力すること。
・部分引渡しの予定あり　・部分使用の予定あり
該当部分（　　）

24．事故の発生時　工事施工中に事故が発生した場合には速らに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出しなければならない。
なお、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取調査、検証等に協力すること。

25．建設副産物　（１）請負額１億円以上の工事について、再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、受注者は工事の着手までに「再生資源利用計画書」（建設資材を搬入する場合）及び「再生資源利用促進計画書」（建設副産物を搬出する場合）を施工計画書に綴じ込んで監督員に提出する。
また、工事が変更又は完了した場合には「再生資源利用実施書」（建設資材を搬入した場合）及び「再生資源利用促進実施書」（建設副産物を搬出した場合）を作成し、監督員に提出する。
なお、計画書及び実施書の提出とともにＪＡＣＩＳが運営する「建築副産物情報交換システム」へのデータ入力も併せて行う。
（２）請負額１億円以上の工事について、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に従い、再資源化等が完了した後に報告書を提出すること。

26．発生材の処理等　（１）引き渡しを要するもの
（　　）
上記以外の引き渡しを要するものについては別途、監督員が指示する。
（２）特別管理産業廃棄物
・変圧器　・コンデンサ
・その他（　　）
現場内の監督員の指定する場所へ保管するものとする。
なお施工に際して、ＰＣＢ等特別管理産業廃棄物及び疑わしき機器等を発見した場合は受注者にて含有の確認を行い、監督員に報告し対応を協議するものとする。
（３）現場内において再利用を図るもの
・発生土
・その他（　　）
（４）再資源化を図るもの
●アスファルトコンクリート塊　・セメントコンクリート塊　・建設発生木材
（５）発注者へ引き渡すものについては「現場発生品調書」を提出すること。
また、再利用を図るものについても調書を作成し、監督員へ提出すること。
（６）引き渡しを要しないものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に従い適正に処理し、監督員に報告すること。（マニフェストＡ、Ｂ２、Ｄ票は監督員に提示し、Ｅ票は写しを提出する）

27．電子納品　（１）工事写真は「営繕工事に係る電子納品マニュアル（デジタル工事写真編）」等に基づき電子媒体も提出すること。
提出部数　●2部　・（　　）部
（２）工事完成図書は「営繕工事に係る電子納品マニュアル（工事完成図書編）」等に基づき電子媒体も提出すること。
提出部数　●2部　・（　　）部
（３）竣工図・施工図のＣＡＤデータ（オリジナルと「ｄｘｆ」または「ｐ２１」）及びＰＤＦを格納する。
また、機器完成図と取扱説明書のＰＤＦを格納すること。

30．官公署への手続き　工事の着手、竣工、完成にあたり、関係官公署への必要な届出、手続き等を遅滞なく行う。
なお、当該手続きに係る費用は受注者の負担とする。
●消防設備関係　・電気工作物関係　・受電関係　・通信関係　・建設工事関係
・その他（　　）

29．防火対象物使用開始届等　（１）消火器の設置届については、電気設備にて設置届を提出する必要がある場合は、消火器についても併せて届出すること。ただし、機械設備にて設置届を提出する必要がある場合は機械設備に含めるものとする。
（２）防火対象物使用開始届については書類の作成（電気設備図面の用意及び電気設備に関する部分の記述）を行うこと。

28．既設との取合い　本工事施工に伴う既設設備の軽微な加工及び改造は、本工事とする。

31．工事用仮設物　構内への設置　●できる（当該管理者と協議）　・できない

32．工事用電力、水、その他　（１）本工事に必要な工事用電力、水等の費用は受注者の負担とする。
（２）本工事で新規受電または既設電気回路に接続し、通電した時から工事の範囲の電力料金も本工事に含まれる。
また、本受電後、引渡しまでの電気主任技術者の設定及びこれに伴う費用負担も本工事に含まれる。

33．工事中等の保安管理　新築、増築等で自家用電気工作物の範囲が変更になった場合、工事事務から引渡しまでの電気保安管理等にかかる費用は本工事に含まれる。

34．搬入計画　大型機器、重量物等の搬入前に、搬入経路の有効寸法（扉、天井高さ、搬入経路上の曲がり等）、障害物（足場等）、養生方法、通道車両、揚重機械、搬入機械の種類、台数及び数量、雨天の場合の処置、受入検査の方法等を記載し監督員に提出する。

35．製品確認　発注者及び受注者の協議により仕様を決定し、製作するような規格品でない製品並びに監督員が指定する製品については、試験及び検査等を行う機器が整備された施設内において、監督員等が製品の確認をするものとする。

36．機材等の検査及び試験　検査及び試験を行うべき機材等は、設計図書によるほか、監督員の指示による。

37．完成確認及び完成検査時等の電源確保　機器の動作確認、電圧、極性、相回転等確認できるように電源を確保すること。

38．完成時の操作説明　オートリフター、タイマー、総合盤、動力盤等操作の必要な機器については、使用開始前に操作説明を行うものとする。
また、必要に応じて簡易な操作説明書、操作注意事項書を作成し、機側に備えるものとする。

39．不正軽油の使用の禁止　県工事の施工に当たり、工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材の搬出入車両を含む。）並びに建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第　　144　条の３１　製造等の承認を受ける者務等）の規定に違反する燃料をいう。）を使用してはならない。
受注者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等に同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。
受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。

40．その他　設計図書に定められていない事項は監督員に報告し、指示を受けるものとする。

Ⅲ．工事仕様

1．工事範囲

主なる工事範囲は、下記の○印のついたものである。

工事種目＼工事範囲		機器等		配管等								配線等									
				金属管		合成樹脂管		ダクト・ラック		埋設		金属管		合成樹脂管		ダクト・ラック		架空等			
		設置	脱着	撤去	設置	脱着	撤去	設置	脱着	撤去	設置	脱着	撤去	設置	脱着	撤去	設置	脱着	撤去	設置	脱着	撤去
電力設備	電灯設備		○		○							○									
	動力設備	○		○																	
	雷保護設備																				
	接地設備																				
受変電設備												○									
電力貯蔵設備	直流電源設備																				
	交流無停電電源設備																				
発電設備	ディーゼル発電設備																				
	ガスエンジン発電設備																				
	ガスタービン発電設備																				
	太陽光発電設備																				
	風力発電設備																				
通信・情報設備	構内情報通信網設備																				
	構内交換設備																				
	情報表示設備																				
	映像・音響設備																				
	拡声設備		○						○								○				
	誘導支援設備																				
	テレビ共同受信設備																				
	テレビ電波障害防除設備																				
	監視カメラ設備																				
	駐車場管制設備																				
	防犯・入退室管理設備																				
	自動火災報知設備	○	○										○	○							
	自動閉鎖設備																				
	非常警報設備																				
	ガス漏れ火災警報設備																				
中央監視制御設備																					
構内配電線路																					
構内通信線路																					
その他																					

注　・「機器等」には、スイッチ、コンセント等の器具類を含む。
・「配管等」及び「配線等」の「金属管」には、金属線ぴを含む。
・「配管等」の「埋設」には、金属管埋設、合成樹脂管埋設を含む。
・「配線等」の「架空等」は、ケーブルの「ちょう架」、「吊り」、「ころがし」、「架空」等による配線及びケーブル、ＤＶ線等による架空配電線とする。
・「機器等」の「設置」には、増設、取替を含む。
・「機器等」、「配管等」及び「配線等」の「脱着」には、移設、取外し保管を含む。

記事

有限会社　太田建築事務所

一級建築士　太田賢治
登録番号　第６５６６９号
事務所登録番号三重県知事第１－７９９号

製図年月日			名称	NO.
平成25年 9月30日			3D上屋改修工事	E-01
所長	検図	担当	図名	縮尺
			電気設備特記仕様書　No.1	※※※

2．施工仕様

下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、●印のついたものを適用する。

項　目	特　記　事　項
① 既設設備等の調査	既設設備等の改修を含む場合、他の設備、施設運営に影響をきたさないよう、現地工事着工前に充分な調査を行うこと。 （1）地中埋設管路 1）項　目　・埋設配管　・構造物　・その他（　　） 2）調査範囲　・埋設ルート　・その他（　　） （2）貫通及びはつり 1）項　目　・鉄筋　・配管　・その他（　　） 2）調査範囲　・施工部分　・その他（　　） （3）既設との取合い 1）項　目　○接続箇所　・増設箇所　・その他（　　） 2）調査範囲　○施工部分　・その他（　　）
② 施工前の測定等	改修工事にあたっては、工事範囲の既設機器の動作確認及び絶縁測定等を着工前に行い、監督員に報告すること。
3．耐震施工	（1）想定される地震に対応するものとする。 （2）耐震計算書を監督員に提出するものとする。
4．耐震基準	（1）適用 耐震措置の計算及び施工方法は、次の事項以外は最新版の「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」（建設大臣官房長官庁営繕部監修）及び「建築設備耐震設計・施工指針」（国土交通省国土技術政策総合研究所及び独立行政法人建築研究所監修）による。 （2）設計用水平震力 機器の重量（　　kg f）に、設計用水平震度を乗じたものとする。 なお、特記なき場合、設計用水平震度は次による。 設計用標準水平震度　（K≧）

設置場所	機器種別	耐震安全性の分類			
		特定の施設		一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階の最上及び塔屋	機器	2．0	1．5	1．5	1．0
	防振支持の機器	2．0	2．0	2．0	1．5
	水槽類	2．0	1．5	1．5	1．0
中間階	機器	1．5	1．0	1．0	0．6
	防振支持の機器	1．5	1．5	1．5	1．0
	水槽類	1．5	1．0	1．0	0．6
1階及び地下階	機器	1．0	0．6	0．6	0．4
	防振支持の機器	1．0	1．0	1．0	0．6
	水槽類	1．5	1．0	1．0	0．6

（3）重要機器は次のものとする。
配電盤、自家発電設備、交流無停電電源装置、直流電源装置、交換機、火災報知受信機、中央監視設備、情報通信ラック、（　　）
（4）上層階の定義は次による。
2～6階建の場合は最上階
7～9階建の場合は上層2階
10～12階建の場合は上層3階
（5）重量が1００kg以下の軽量な機器（標準仕様書の運用を受けるものは除く）については、取付下地を入念に施工し、機器製造者の指定する方法で取付けを行うこと。
（6）地域係数は1　0とする。

5．はつり　既設のコンクリート床、壁などの配管貫通部の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッターを使用すること。

6．インサート　インサートの取付けに使用した釘等は除去し、錆止め塗装を行う。

7．あと施工アンカー
（1）種類　・接着系アンカー（・カプセル方式　・注入方式）
・金属系アンカー（・打込み方式　・締付け方式）
・その他のアンカー類（　　）
（2）性能及び施工確認　・行う　・行わない

8．基礎の配線ピット　基礎に配線ピットを設ける場合、ピットの寸法はふ設するケーブル径の最大のものの曲げ半径、条数、将来増設の作業性、事故時の対応、排水等を考慮する。

9．防火区画等の貫通　防火区画等の貫通部は、関係法令に適合したものて、貫通部に適合した方法で、防火処理を行う。

10．管路等の外壁貫通　外壁を貫通する管路等は、屋内に水が浸入しないように防水処置を施す。

11．引込部の耐震処置　建物への配管引き込み部の耐震処置　・行う　・行わない

12．最上階の埋込配管　最上階のコンクリート屋根スラブへの埋込配管は、原則として行わない。

13．露出配管
（1）雨線外など水気のある場所に施設する場合は、U字配管を行わない。
（2）附属品は、ねじ込み形を使用する。
（3）壁面配管で人が容易に触れるおそれのある部分（2ｍ以下）の配管には、突起のない支持金物又は保護カバーを使用する。
（4）通路部分では埋配管を避け、天井配管の場合は原則2．1ｍ以上とする。
（5）監督員の指示がある場合は、上記に係らずその指示に従う。

14．屋上の露出配管等　屋上の露出配管は、防水層を傷つけないようにふ設する。

15．合成樹脂管　（1）合成樹脂管の管端には、ブッシングを取り付ける。
（2）原則として屋外の露出には使用しない。（ＰＦ管）

16．金属製電線管等の塗装　（1）露出配管、露出ボックス、鋼製プルボックス等のうち下記の部分には、塗装を施す。
1）屋外、屋内（電気室、機械室、ＥＰＳ、居室、廊下）、その他建築窓際上必要な箇所。
2）図面に特記なき場合は、溶融亜鉛メッキ鋼材製のボール及びアームは塗装しなくてもよい。ただし、図面に指示がある場合はその指示による。
3）湿気、水気のある場所及びコンクリート埋込みの金属製仕切壁ボックスの内面には絶縁性防錆塗料を充分に塗布すること。（監督員が指示した場所は除く。）
4）仮設直通部の金属配管には鉄止めの塗装を施すこと。
（2）塗装はエッチングプライマー1種の下地処理のうえ、監督員の指定する色にて調合ペイント2回塗りとする。ただし、指定場所及びその他建築意匠上、必要な箇所の露出プルボックスは指定色俵付塗装とする。

17．屋外ボックスへの配管接続　屋外で露出配管をボックスに接続する場合は、カップリングを溶接等行い接続部から雨水等が浸入しない方法とする。ただし、既設ボックスに接続する場合はロックナットとボックスの間にゴムパッキン等を取付け、接続部からの雨水等が浸入しないようにする。

18．予備配管等　（1）埋込型分電盤からの立上り予備配管は、予備回路が4回路以下は（ＰＦ22）を1本、5回路以上は（ＰＦ22）を2本施工する。
スラブ天井の場合は、天井又は梁下２００　㎜　まで立上げ、位置ボックスを取付ける。
また、二重天井の場合は、天井まで立上げ、位置ボックスを取付ける。
（2）防犯主装置、自動火災報知受信機、ＭＤＦ、警報盤等の間に移報のための空配管を行う。

19．呼び線　長さ1ｍ以上の入線しない電線管等には、1．2ｍ以上のビニール被覆直線を挿入する。

20．予備スリーブ　梁下に配管・配線スペースがない梁には、1スパンに2本程度を予備スリーブとして埋込む。
なお、防火区画貫通スリーブは、防火区画処理を行うこと。

21．ボックス類　位置ボックス及びジョイントボックス類は、図面に特記なき場合、原則として金属製とする。

22．軽量間仕切のボックス　軽量間仕切のボックスを固定する場合は、ボルト等により堅固に固定する。

23．プルボックス
（1）屋外及び特別に製作された特殊形状又は大きいもの（一辺が６００㎜ 以上のもの）は、製作図を提出すること。
（2）屋外プルボックスと露出配管等の接続部は、カップリング溶接等による。ただし、既設プルボックスに接続する場合は防水パテ等でシーリングを行う。
（3）屋外プルボックスはボックス内に支持ボルトが突出しない構造とし、取付部にはコーキングを行う。

24．ボルト・ナット類　屋外に使用する支持金物及びボルト、ナット類で特記のないもの
○Ａステンレス　・溶融亜鉛メッキ仕上げ

25．環境に配慮した電線採用　電線、ケーブル及び通信線はＥＭ（エコマテリアル）ケーブルを使用すること。

26．ケーブル及び配線
（1）表示
下記の箇所で、ケーブル等に行き先等表示札（ケーブル種別及びサイズ、行き先、施工年、用途、施工者名等を表示。）を取り付ける。
①　ケーブルがスラブを貫通する部分
②　ケーブル分岐部分
③　変電所内のケーブル引出し部分
④　分電盤、実験盤、端子盤、拡声アンプ及び防災盤等の引込み部分
⑤　屋内の直線部分は、３０ｍごと
⑥　プルボックス内
⑦　屋外の共同溝等の直線部分は、５０ｍごと
⑧　屋外の地中管路より建物内への引込み部分
⑨　マンホール及びハンドホールごと
（2）ケーブル余長
1）地中線式の場合、マンホール、ハンドホール内でケーブル余長を見込む箇所数
・２箇所　・４箇所　・（　　）箇所
2）架空線式の場合、電柱上でケーブル余長を見込む箇所数
・２箇所　・４箇所　・（　　）箇所

27．開口部布設のケーブル保護　貫通穴等の開口部にケーブルを通す場合には、ケーブル損傷を防ぐためシール材を充填するなどのケーブル保護を行うこと。

28．高圧ケーブル端末処理　高圧ケーブルの端末処理部、直線接続部等に処理表記版（屋内外共て、線名、作業日、氏名等を表示。）を取り付ける。

29．配線器具の設置
（1）配線器具（コンセント、スイッチ等）には電圧、用途などの表示を行う。
なお、表示内容については、監督員と調整を行う。
（2）特殊コンセントはプラグ付とする。
（3）電源の種類により色を区別する。
（4）公共住宅の住戸部分に設置するスイッチ・コンセントは原則として表示付とし、特記なきスイッチはワイドスイッチとする。
（5）配線器具を取り付ける場所が金属の場合は、絶縁枠を使用する。
（6）プレートは、原則に特記なき場合、新金属製とする。
（7）カバープレートは、原則として新金属製とする。
なお、器具を実装しない位置ボックスには用途表示をすること。
（8）フロアプレートは、水平高低調整型（空転防止リング付）とする。

30．照明器具の設置
（1）コードペンダント以外の放電灯及び水気のある場所の器具は接地する。なお、金属配管の場合は、配管を利用してもよい。（乾燥した場所のコンパクト形器具（２７Ｗ以下）を除く。）
（2）接地線は電灯配線と同一太さのケーブルの１芯（緑色）を使用する。ただし、監督員の指示により１．６ｍｍの絶縁電線（緑線）を添えることもできる。
（3）照明器具を設置する前に、照度分布図を作成し監督員の承諾を得ること。
（4）照明器具取付完了後、照度測定を行う。照度計は一般当A A級とする。
（5）天井下地材より支持をする場合は、ワイヤ等により脱落防止の措置を行う。
（6）照明器具には、製造年及び変更器の種類の表示を行う。
例　「２０１０年　初期照度補正型」　→　［２０１０／ＰＫ］
（7）パイプ吊りの照明器具は振れ止めを施工する。

31．照明制御装置の設置　照明器具の人感センサー制御を行う部屋には、注意プレートを設置する。

32．換気扇　手や物が届く箇所やカーテン等が付く箇所には、格子ガードを付けること。
また、金属製パネルに設置する場合は、絶縁枠等を使用する。

33．分電盤、制御盤、キュービクル等
（1）図面ホルダー内には、完成図及び回路の行き先がわかる図面を備える。
また、既設分電盤・制御盤等を改造した場合は、図面を修正するものとする。
（2）屋外キュービクルで露出配管をボックスに接続する場合は、カップリングを溶接等行い接続部から雨水等が浸入しない方法とする。ただし、既設ボックスに接続する場合はロックナットとボックスの間にゴムパッキン等を取付け、接続部からの雨水等が浸入しないようにする。

34．受変電設備、発電設備の設置場所
（1）保守点検、防火上有効な空間、維持管理の空間を考慮する。
（2）屋内に設置する場合は、床の強度計算書、搬気計算書等を監督員に提出する。
（3）屋外に設置する場合は、機器及び基礎の質量を求め、地盤の許容地耐力を確認し、結果を監督員に提出する。
なお、地盤改良を行う場合は、工法について監督員と協議する。
（4）基礎の高さは周囲の状況を考慮する。
（5）電気室には水管、蒸気管、ガス管、ダクト等を通過させない。

35．発電設備の燃料配管
（1）フレキシブルジョイント取付位置は、施工前に所轄の消防署と十分に打合せを行う。
（2）配管の接続は、機器の取外しては保守点検を考慮し施工する。

36．非常放送設備のスピーカー設置
（1）放送区域の各部からスピーカーまての水平距離は１０ｍ以内とする。
（2）階段等にスピーカーを設置する場合は、垂直距離１５ｍ以内とする。
（3）増幅器からスピーカーまての配線及び非常電話の配線は、各系統ごとに独立させ、共通線方式は用いない。

37．電波関係の計算及び測定
（1）計算書の提出
電界強度測定結果による計算書を提出
・施工前　・躯体上がり時　・その他（　　）
（2）測定の実施
1）項目
全受信チャンネルの電界強度、受像画質、等価Ｃ／Ｎ、ビット誤り率の測定及び映像等真の撮影を行う。
2）測定時期
・施工前　・躯体上がり時　・施工後　・その他（　　）
3）報告書提出部数
・２部　・（　　）部

38．土工事
（1）掘削、埋戻し
1）掘　削　・機械堀り　・手堀り
2）埋戻し　・山砂　・根切り土（良質土を使用、配管周りは山砂）
・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種
（2）特記なき地中埋設配管の深さは、ＧＬ－６００　㎜ 以上とする。
（3）根切りの種類は、マンホール、ハンドホール、屋外受変電設備及び自家発電装置の基礎等は総掘り、埋設管路等は先掘り、小口径鋼、電柱等ばつ掘り。
（4）機械掘削は根切り底を乱さないようにする。

39．ハンドホール、マンホール
1）地中線路及びハンドホール等沈下が考慮される場合は、沈下対策を施す。
2）地耐力
①地耐力は、建築基準法施行令第93条の短期応力度とする。
②衡撃係数は、設置場所に応じた衡撃係数とする。
3）高さ９００ｍｍを超えるものにあっては、タラップ付とする。
なお、タラップの取付け４５０ｍｍ間隔以内とし、原則として接地を施すこと。

40．地中配線路の表示杭　下記の箇所に、地中配線路の表示杭を設置する。
①　建物への引込口及び送出口付近
②　マンホール・ハンドホール付近
③　地中線路の曲折箇所
④　道路横断箇所
⑤　直線部分で１３０ｍ程度に１個

3．機器仕様

下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、●印のついたものを適用する。
なお、詳細については、図面による。

項　目	特　記　事　項
【電力設備】 1．電灯設備 （1）電気方式	1）種別 ①幹線　・単相３線式（２００／１００Ｖ） ・単相２線式（・１００Ｖ　・２００Ｖ　・（　　）Ｖ） ②分岐　・単相３線式（２００／１００Ｖ） ・単相２線式（・１００Ｖ　・２００Ｖ　・（　　）Ｖ） 2）周波数　６０　㎐
（2）既設等との取り合い	・無し　・盤改造　・配線接続　・電源供給　・その他（　　）
（3）機器類	・一般照明器具　・照明制御装置　・外灯（単独設置）　・コンセント等　・分電盤、制御盤等 ・その他（　　）
（4）一般照明器具	1）形式　・公共型　・一般型 2）灯具　・Ｈｆ蛍光灯　・ＬＥＤ灯　・ＨＩＤ灯　・その他（　　） 3）用途　・屋内用　・屋外用　・防災用 4）環境　・普通地域　・塩害地域 5）照明器具は、認証書又は認定書、試験成績書を提出すること。 6）蛍光灯の点灯管にグローランプを使用するものは、電子点灯管に交換するものとする。 7）ＨＩＤランプを使用する下面照放形器具及びランプの破損による飛散により怪我をする恐れのある場合は、飛散防止を施したランプとする。
（5）照明制御装置	1）センサー類　・明るさセンサー　・人感センサー　・タイマー　・調光スイッチ ・その他（　　） 2）調光方式　・連続調光　・段階調光　・ＯＮ／ＯＦＦ制御 ・その他（　　）
（6）外灯（単独設置）	1）照明用ポール ①材質　・アルミニウム製　・鋼製　・溶融亜鉛メッキ　・その他（　　） ②配線用遮断器又はカットアウトスイッチが内蔵できるものとする。 2）基礎　・本工事　・別途工事　・既設利用　・その他（　　） 3）灯具　・水銀灯　・ナトリウム灯　・Ｈｆ蛍光灯　・ＬＥＤ灯 ・その他（　　） 4）安定器　・一般形高力率形（ＢＨ）　・低始動電流形　・その他（　　） 5）電源　・商用電源（６０　㎐）（・２００Ｖ　・１００Ｖ） ・単独電源（・太陽電池式　・風車式） （点灯時間（　　）時間、不日照保証日数（　　）日） ・その他（　　）
（7）コンセント等	・一般型　・防水型　・ハイテンションアウトレット（・固定型　・上下動型（アップ式を含む））
（8）分電盤、制御盤等	1）銘板には、施工年月、請負者名、施工者名を記載する。 2）図面ホルダーは、Ａ４サイズ以上（キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。）とする。 3）表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4）接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 5）絶縁抵抗測定用接地端子は屋内の作業のしやすい場所に設ける。 6）配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。
2．動力設備 （1）電気方式	1）種別 ①幹線　・三相３線式（・２００Ｖ　・（　　）Ｖ） ②分岐　・三相３線式（・２００Ｖ　・（　　）Ｖ） 2）周波数　６０　㎐
（2）既設との取り合い	・無し　・盤改造　・配線接続　・その他（　　）
（3）機器類	・分電盤、制御盤等　・その他（　　）
（4）負荷設備	・給水　・排水　・消火　・空調　・換気　・排煙　・昇降機 ・その他（　　）
（5）負荷設備への接続	図面に特記明示がない場合、負荷設備への接続は本工事とする。
（6）電動機等の接地	○専用接地　・金属管接地（７．５Ω 以下）
（7）電動機等の力率の改善	本工事に含む制御盤には各負荷に力率改善コンデンサを取り付ける。
（8）保護継電器	過負荷、欠相、逆相継電器は熱動式とする。
（9）分電盤、制御盤等	1）銘板には、施工年月、請負者名、施工者名を記載する。 2）図面ホルダーは、Ａ４サイズ以上（キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。）とする。 3）表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4）接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 5）絶縁抵抗測定用接地端子は屋内の作業のしやすい場所に設ける。 6）配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。 7）電流計は非指針付（定格電流指示）とする。
3．雷保護設備 （1）避雷針	1）受雷部　・突針　・棟上導体　・笠木等の別途施工物 2）避雷導線　・引下げ導体　・建築構造体利用 3）接地極　・接地極埋設　・建築構造体利用　・測定用補助接地極 4）接地抵抗の測定 ①測定方法　・電位差計方式　・電圧降下法 ②測定回数　・３回　・（　　）回 5）接地埋設標を設置する。
（2）雷サージ保護	1）耐雷トランス　・設置（・単相用　・動力用）　・設置しない 2）ＳＰＤ　・低圧用（・クラス　Ⅰ　・クラス　Ⅱ）　・通信用（・カテゴリＣ　・カテゴリＤ）
（3）電源回路の保護	（1）低圧用ＳＰＤに使用する配線用遮断器は警報接点付とする。 （2）主幹機器の２次側に設ける場合の配線用遮断器は、定格遮断容量５　㎄ 以上とする。
（4）通信回線の保護	電話回線、制御回線などの通信回線に侵入するおそれがある場所は、雷サージから機器を保護するため通信用ＳＰＤを設置する。
4．接地設備 （1）接地工事	1）種別　・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種 2）施工　・各種単独　・共用有り（　　）
（2）接地抵抗の測定	1）測定方法　○電位差計方式　・電圧降下法 2）測定回数　○３回　・（　　）回
（3）接地埋設標等	接地には接地埋設標等を施工し、接地極の位置がわかるようにする。
【受変電設備】 5．受変電設備 （1）電気方式	1）種別　・三相３線式（・６　．６㎸　・２００Ｖ） ・単相３線式（２００／１００Ｖ）　・単相２線式（１００Ｖ） 2）周波数　６０　㎐
（2）既設との取り合い	・無し　・改造（機器取替、追加等を含む）　・増設　・配線接続 ・その他（　　）
（3）機器類	・盤類　・交流遮断器　・断路器　・変圧器　・進相コンデンサ　・直列リアクトル ・配線用遮断器　・低圧電磁接触器　・高圧気中開閉器　・その他（　　）

1．共通仕様

（3）盤類	1）形式　・開放型（・キュービクル式配電盤　（ＪＩＳ） ・高圧閉鎖配電盤　（ＪＥＭ）（・ＣＷ　・ＰＷ　・ＭＷ）） ・開放型　・壁面型 2）中連筋　・有　・無 3）特記事項　（　　）
（4）交流遮断器	1）真空遮断器（ＶＣＢ） ①操作方式　・手動ばね操作　・電動ばね操作　・電磁操作 ②引外し方式　・コンデンサ引外し　・高流電圧引外し 2）主遮断器の定格遮断電流は、電気事業者の計算値以上とする。
（5）断路器	1）極数　・３極　・単極 2）形式　・双投　・単投
（6）変圧器	1）形式　・油入　・モールド 2）設置　・屋外型　・屋内型 3）その他　・温度計付（・置き指針付　・置き指針なし）　・温度計なし
（7）進相コンデンサ	1）形式　・低圧　・高圧 2）容量　・６％リアクトル　・１３％リアクトル 3）その他　・警報接点付　・警報接点なし
（8）直列リアクトル	1）形式　・放電抵抗　・放電コイル（力率制御がある場合は必須） 2）容量　・６％リアクトル　・１３％リアクトル 3）その他　・警報接点付　・警報接点なし
（9）配線用遮断器	定格遮断容量は、短絡電流値以上のものとする。
（10）低圧電磁接触器	低圧進相コンデンサ制御用電磁接触器の定格使用電流は、コンデンサ定格電流の１．５倍以上とする。
（11）高圧気中開閉器	1）制御電源用変圧器及び避雷器内蔵 2）開閉器及び地絡方向継電器内蔵　・ステンレス製　・鋼板製 3）定格電流　・２００Ａ　・（　　）Ａ 4）定格投入遮断電流　・１２．５㎄　・（　　）Ａ
（12）設備不平衡	高圧受電の三相３線式における不平衡の制限は、設備不平衡率が３０％以下となるようにする。
（13）キュービクル等	1）銘板には、施工年月、請負者名、施工者名を記載する。 2）図面ホルダーは、Ａ４サイズ以上（キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。）とする。 3）表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4）接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 5）絶縁抵抗測定用接地端子は屋内の作業のしやすい場所に設ける。
(14)基礎	・本工事（・２１Ｎ／㎜２　・１８Ｎ／㎜２）　・別途工事　・既設利用　・その他（　　）
(15)　配線ピット及び蓋	1）施工　・本工事　・別途工事　・既設利用　・その他（　　） 2）ピット蓋の加工が必要な場合は、本工事に行うこと。
(16)　設置場所	・屋内　・屋外（・地上　・屋上）
(17)　消火器	・有（ＡＢＣ１０型　収納箱共）　・無　・その他（　　）
【電力貯蔵設備】 6．直流電源設備 （1）用途	・非常用照明器具電源　・受電変設備制御電源　・その他（　　）
（2）容量	（　　）㎄
（3）整流装置	1）入力電圧　・三相３線式（・２００Ｖ　・（　　）Ｖ） ・単相２線式（・１００Ｖ　・２００Ｖ　・（　　）Ｖ） 2）入力周波数　６０㎐ 3）出力電圧　直流（・１２Ｖ　・２４Ｖ　・４８Ｖ　・（　　）Ｖ） 4）整流装置は、蓄電池を充電するための電流変比に監視及び制御等で消費される電流を考慮して選定する。
（4）蓄電池	1）種類　・鉛蓄電池（・ＨＳ　・ＭＳＥ　・長寿命形ＭＳＥ） ・アルカリ蓄電池（・ＡＨ　・ＡＭＨ） 2）最低蓄電池温度　・５℃　・１５℃　・２５℃　・－５℃　・（　　）℃
7．交流無停電電源設備 （1）用途	
（2）容量	（　　）㎄
（3）給電方式	・常時インバータ給電方式　・ラインインタラクティブ方式　・常時商用給電方式 ・その他（　　）
（4）整流装置等	1）入力電圧　・三相３線式（・２００Ｖ　・（　　）Ｖ） ・単相２線式（・１００Ｖ　・２００Ｖ　・（　　）Ｖ） 2）入力周波数　６０　㎐ 3）出力電圧　・三相３線式（・２００Ｖ　・（　　）Ｖ） ・単相２線式（・１００Ｖ　・２００Ｖ　・（　　）Ｖ） 2）出力周波数　６０　㎐ 5）整流装置、インバーター装置は、接続する負荷の特性を配慮し選定する。
（5）蓄電池	1）種類　・鉛蓄電池（・ＨＳ　・ＭＳＥ　・長寿命形ＭＳＥ） ・アルカリ蓄電池（・ＡＨ　・ＡＭＨ） ・その他（　　） 2）最低蓄電池温度　・５℃　・１５℃　・２５℃　・－５℃　・（　　）℃
【発電設備】 8．燃料式発電設備 （1）用途	1）用途　・防災電源専用（防災認定品）　・防災電源兼用（防災認定品）　・一般用 2）区分　・常用　・非常用
（2）設置場所	・屋内　・屋外（・普通地域　・塩害地域）
（3）機器	・発電装置　・燃料槽　・給油ボックス　・燃料配管 ・その他（　　）
（4）発電装置	1）発電装置の選定にあたっては、設置場所及び過去の気象データを考慮し選定する。 2）種類　・ディーゼル発電装置　・ガスエンジン発電装置　・ガスタービン発電装置 3）形式　・無騒形　・オープン式　・キュービクル式（・８５　㏈/１ｍ　・７５　㏈/１ｍ　） 4）始動時間（停電後）　・１０秒以内　・４０秒以内　・（　　）秒以内 5）連続運転時間　・２時間以上　・１０時間以上　・２４時間以上　・７２時間以上 ・その他（　　） 6）発電機 ①電気方式　・三相３線式（・６．６㎸　・２００Ｖ　・（　　）Ｖ） ・単相３線式（２００／１００Ｖ） ・単相２線式（・１００Ｖ　・２００Ｖ　・（　　）Ｖ） ②定格周波数　６０㎐ ③定格出力　（　　）㎸Ａ 7）原動機 ①定格出力　・（　　）㎾以上　・（　　）ps以上 ②冷却方式　・ラジエター方式　・冷却水循環式　・その他（　　）
（5）燃料	1）種類　・軽油　・灯油　・Ａ重油　・その他（　　） 2）引渡時燃料　・満タン　・指定なし　・その他（　　）
（6）燃料槽	1）形式及び容量　・パッケージ搭載タンク（　　）リットル ・燃料小出槽（　　）リットル　・主燃料槽（　　）リットル 2）燃料小出槽　・屋外型（・ステンレス製　・鋼板製）　・屋内型（・ステンレス製　・鋼板製） 3）主燃料槽 ①設置場所　・屋内　・屋外（地上）　・地下埋設（・タンク室内埋設　・直埋設） ②形式　・二重殻タンク　・一重殻タンク ・その他（　　） ③設置工事　・本工事　・別途工事　・その他（　　） ④タンク室工事　・本工事　・別途工事　・既設利用　・その他（　　）
（7）給油ボックス	1）材質　・ステンレス製　・鋼板製　・その他（　　） 2）油量指示計　・有　・無

記事				製図年月日	名称
				平成25年 9月30日	3D上屋改修工事
				所長 / 検図 / 担当	図名 電気設備特記仕様書　No. 2
					縮尺 ※※※
					NO. E-02

有限会社 太田建築事務所
一級建築士　太田賢治
登録番号　第６５６６９号
事務所登録番号三重県知事第１－７９９号

（8）基礎　・本工事（・2.1t/㎡2　・18k/㎡2）　・別途工事　・既設利用　・その他（　　）

（9）消火器　・有（ABC10型 収納箱共）　・無　・その他（　　）

9．太陽光発電設備

（1）機器　・太陽電池アレイ　・パワーコンディショナ　・情報処理装置

（2）太陽電池アレイ　1）発電能力　公称出力（　　）　kW
2）架台は、JIS　C　8955　「太陽電池アレイ用支持設計標準」による。

（3）パワーコンディショナ及び系統連系保護装置　1）電気方式　・三相3線式（・200V　・（　　）V）
・単相2線式（・200V　・100V　・（　　）V）
2）定格周波数　60　Hz
5）機能　・系統連系（・高圧連系　・みなし低圧連系　・低圧連系）
・自立運転
・その他（　　）
6）系統連系に要する技術要件は、関係法令を確認し、電気事業者と十分協議する。

（4）情報処理装置　1）装置　・データ処理装置　・データ表示装置　・気温計　・日射計
2）記録作成　・日報　・月報　・年報

（5）仕様詳細　仕様詳細については「太陽光発電設備特記仕様書」による。

10．風力発電設備

（1）機器　・風車　・制御盤　・系統連係保護装置　・情報処理装置
・その他（　　）

（2）風車　1）発電能力　定格出力（　　）　kW
2）架台は、積雪荷重、風圧荷重等に耐えるものとする。

（3）制御盤　1）電気方式　・三相3線式（・200V　・（　　）V）
・単相2線式（・200V　・100V　・（　　）V）
2）定格周波数　60　Hz
3）設置場所　・屋内　・屋外　・その他（　　）
4）設置方式　・壁掛型　・自立型　・その他（　　）
5）機能　・系統連系（・高圧連系　・みなし低圧連系　・低圧連系）
・自立運転
6）系統連系に要する技術要件は、関係法令を確認し、電気事業者と十分協議する。

（4）情報処理装置　1）装置　・データ処理装置　・データ表示装置　・風速計　・風向計　・気温計
・その他（　　）
2）記録作成　・日報　・月報　・年報
・その他（　　）

（5）仕様詳細　仕様詳細については「風力発電設備特記仕様書」による。

【通信・情報設備】

11．構内情報通信網設備

（1）伝送速度　・10BASE　・100BASE　・1000BASE
・その他（　　）

（2）機器　・リピータ　・スイッチ　・HUB　・ルータ　・メディアコンバータ　・ファイアーウォール
・時刻同期装置　・ネットワーク管理装置　・無線LAN　・機器収納ラック　・アウトレット
・その他（　　）

（3）ネットワーク網　・広域網（WAN）　・構内網（LAN）

（4）ケーブル　1）幹線系　・UTPケーブル　・STPケーブル　・光ファイバーケーブル
・その他（　　）
2）支線系　・UTPケーブル　・STPケーブル　・光ファイバーケーブル
・その他（　　）
3）フロア系　・UTPケーブル　・STPケーブル　・その他（　　）

（5）アウトレット　・ローテンションアウトレット（・固定型　・上下動型（アップ式を含む））　・壁コンセント
・その他（　　）

12．構内交換設備

（1）機器　・交換装置　・電話機　・端子盤類　・アウトレット
・その他（　　）

（2）交換装置　1）種別　・構内交換装置（・デジタルPBX　・IP－PBX　・VoIPサーバ
・その他（　　））
・ボタン電話装置
・その他（　　）
2）方式　・局線収容方式　・局線中継台方式　・分散中継台方式　・ダイヤルイン方式
・その他（　　）
3）停電保障時間　・30分以上　・（　　）時間以上
4）保安用接地　・本工事　・別途工事　・その他（　　）
5）本配電盤（MDF）　・自立フレーム（・片面形　・両面形）　・交換機一体型　・壁掛型
・その他（　　）
6）電源装置　・別置型　・一体形　・その他（　　）

（3）電話機　・一般電話機　・多機能電話機　・コードレス電話機　・PHS
・その他（　　）

（4）端子盤類　1）端子盤　・中継端子盤（IDF）　・室内端子盤
2）中継端子盤には実装数の20％以上、室内端子盤には10P以上の接続端子板スペースを見込む。

（5）アウトレット　・ローテンションアウトレット（・固定型　・上下動型（アップ式を含む））　・壁コンセント
・その他（　　）

13．情報表示設備

（1）設備　・マルチサイン装置　・時刻表示装置　・警報等表示装置

（2）マルチサイン装置　1）機器　・情報表示盤　・操作制御装置
・その他（　　）
2）情報表示盤　・発光ダイオード式　・プラズマ式　・液晶式
・その他（　　）
3）操作制御装置は、入力制御、表示制御、電源制御等の機能を有する。
4）通信方式　・専用通信線　・TCP／IP　・その他（　　）

（3）時刻表示装置　1）機器　・親時計　・子時計　・電源装置　・単独時計
・その他（　　）
2）親時計
①形式　・壁掛型　・自立型　・ラックマウント型（ラック架組込）
②時刻修正　・FM放送受信（・アンテナ設置　・既設利用）
・長波標準電波受信（・アンテナ設置　・既設利用）
③回線数　（　　）回線
④機能　・電子チャイム（　　）曲　・時報　・プログラムタイマー（・年間　・週間）
（引渡し時は機器の説明及びプログラムの入力を行うこと。）
3）子時計
①方式　・アナログ式　・デジタル式
②設置場所　・屋内　・屋外　・その他（　　）
4）電源装置　運転可能時間（・10時間　・（　　）時間）
5）単独時計
①方式　・アナログ式　・デジタル式
②設置場所　・屋内　・屋外　・その他（　　）
③時刻修正機能　・有り　・無し

（4）警報等表示装置　1）機器　・表示盤　・検出装置
・その他（　　）
2）表示盤
①表示方式　・表示窓式　・その他（　　）
②施工　・本工事　・別途施工　・既設使用　・その他（　　）
3）検出装置
①検出方式　・電極　・無電圧接点　・その他（　　）
②施工　・本工事　・別途施工　・既設使用　・その他（　　）
4）図面に特記明示がない場合、検出装置への接続は本工事とする。

14．映像・音響設備

（1）設備　・映像機器　・音響機器　・操作装置

（2）映像機器　1）表示機器　・プロジェクタ（・前面投射式　・背面投射式）
・スクリーン（・反射マット形　・反射ビーズ形　・反射ストライプ形　・透過形
・その他（　　））
・スクリーン巻上装置（・電動式　・手動式）
・プラズマディスプレイ
・液晶ディスプレイ
2）付属機器　・録画再生装置（・HDD　・DVD　・VHS　・その他（　　））
・テレビチューナー（・UHF　・BS　・CS　・その他（　　））
・カメラ　・パソコン
・その他の機器（　　）

（3）音響機器　1）増幅器
①出力　（　　）W
②方式　・ステレオ　・モノラル
③出力インピーダンス　・Lo形　・Hi形
2）付属機器　・グラフィックイコライザー　・オーディオミキサー　・電源制御器
・録音再生装置（・CD　・カセットテープ　・その他（　　））
・ラジオチューナー（・FM　・AM　・その他（　　））
・マイクロホン（・コード式　・ワイヤレス式）
・その他の機器（　　）
3）スピーカー　・天井分散配置方式　・集中配置方式　・併用方式　・その他（　　）

（4）操作装置　1）形状　・卓型　・キャビネットラック型　・その他（　　）
2）設置　・固定式　・可動式　・その他（　　）

15．拡声設備

（1）機器　・増幅器　・付属機器　・操作装置　・スピーカー　・その他（　　）

（2）増幅器　・非常放送兼用（仕様は非常放送装置を参照）
・専用　出力　（　　）W

（3）付属機器　・オーディオミキサー　・リモコンマイク　・電源制御器

・アナウンスレコーダ（・チャイム　・独自メッセージ　・プログラムタイマ

・マイクロホン（・コード式　・ワイヤレス式）　・ラジオチューナー（・FM　・AM）
・スピーカー切替装置　・その他の機器（　　）

（4）操作装置　・卓型　・キャビネットラック型　・壁掛型　・その他（　　）

（5）スピーカー　・非常放送兼用（仕様は非常放送装置を参照）
・専用　錐線　・1W　・3W　・（　　）W

設置場所　・屋内　・屋外　・その他（　　）

16．誘導支援設備

（1）設備　・音声誘導装置　・インターホン　・トイレ等呼出装置

（2）音声誘導装置　1）検出方式　・磁気式　・無線式　・画像認識式　・その他（　　）
2）設置場所　・屋外（防雨形）　・屋内
3）機能　・自動火災報知設備により火災報知信号を受信した場合停止する
・タイムスケジュールにより停止及び開始を可能とする
・その他（　　）
4）機器　・制御装置　・送信機　・受信機　・その他（　　）
5）制御装置　・壁掛型　・卓上形　・複合盤組込　・その他（　　）
6）送信機　・壁掛形　・卓上形　・埋込形　・その他（　　）
7）受信機　・スピーカー式　・イヤホン式　・その他（　　）

（3）インターホン　1）用途　・内部受付用　・外部受付用　・夜間訪問用　・身体障害者用　・保守用
・その他（　　）
2）機能　・音声通話　・映像モニタ
3）通話網　・親子式　・相互式　・複合式
4）通話方式　・同時通話式　・交互通話式　・その他（　　）
5）機器　・親機　・子機　・その他（　　）
6）親機
①形状　・壁掛型　・卓上形　・複合盤組込　・その他（　　）
②送受話器　・電話機形　・マイク形　・その他（　　）
7）子機
①形状　・壁掛形　・卓上形　・埋込形　・その他（　　）
②送受話器　・電話機形　・マイク形　・その他（　　）

（4）トイレ等呼出装置　1）用途　・トイレ呼出　・受付呼出　・非常通報　・ナースコール
・その他（　　）
2）機器　・親機　・呼出スイッチ　・警報装置　・その他（　　）
3）親機　・壁掛型　・卓上型　・複合盤組込　・その他（　　）
4）呼出スイッチ　・押ボタン式　・引紐式　・その他（　　）
5）警報装置　・元　・音声　・ブザー　・ベル　・その他（　　）

17．テレビ共同受信設備

（1）受信設備　・UHF　・BS　・CS　・FM　・CATV　・その他（　　）

（2）機器　・増幅器　・混合器　・分波器　・分岐分配器　・機器収容箱　・アンテナ
・その他（　　）

（3）アンテナ　1）放送　・UHF　・BS　・CS　・FM　・その他（　　）
2）マスト　・地上波用（・壁面取付　・自立　・既設利用　・その他（　　））
・衛星用（・壁面取付　・自立　・既設利用　・その他（　　））
・その他（　　）
3）自立用基礎　・本工事　・別途工事　・既設利用　・その他（　　）

18．テレビ電波障害防除設備　（1）対象戸数　（　　）戸

（2）機器　・増幅器　・混合器　・分波器　・分岐分配器　・機器収容箱　・アンテナ
・ヘッドエンド装置　・その他（　　）

（3）アンテナ　1）放送　・UHF　・BS　・CS　・FM　・その他（　　）
2）マスト　・地上波用（・壁面取付　・自立　・既設利用　・その他（　　））
・衛星用（・壁面取付　・自立　・既設利用　・その他（　　））
・その他（　　）
3）自立用基礎　・本工事　・別途工事　・既設利用　・その他（　　）

19．監視カメラ設備

（1）機器　・カメラ　・モニタ装置　・録画装置
・その他（　　）

（2）カメラ　1）色方式　・白黒　・カラー
2）駆動方式　・固定式　・遠隔可動式
3）撮影条件　・昼間　・薄明時　・夜間
4）設置場所　・屋内　・屋外　・その他（　　）

（3）モニタ装置　1）色方式　・白黒　・カラー
2）モニタ　・液晶　・プラズマ　・PC　・その他（　　）
3）設置　・自立型　・卓上型　・壁掛型　・その他（　　）

（4）録画装置　1）記録媒体　・ビデオテープ　・ビデオディスク　・ハードディスク
・その他（　　）
2）録画時間
①時間　（　　）時間
②間隔　・連続　・間欠（　　）分間隔）
3）機能　・時刻修正機能
・その他（　　）

（5）伝送方式　・アナログ伝送方式　・ネットワーク伝送方式　・その他（　　）

20．駐車場管制設備

（1）機器　・管制盤　・検知器　・信号警報灯　・発券機　・カーゲート　・カードリーダー
・その他（　　）

（2）管制盤　1）機能　・入場管理　・退場管理　・発券管理　・その他（　　）
2）形式　・自立型　・壁掛型　・卓上型　・その他（　　）

（3）検知器　1）方式　・赤外線式　・ループコイル式　・アンテナ式　・その他（　　）
2）検知器外箱　・ステンレス製　・鋼板製
3）検出対象車両　・普通車　・大型車　・その他（　　）
4）検出対象速度　（　　）　km　以下

（4）信号警報灯　1）信号灯　・発光ダイオード　・その他（　　）
2）警報灯　・回転灯　・表示灯　・その他（　　）
3）警報音　・音声　・ブザー　・その他（　　）
3）外箱　・ステンレス製　・鋼板製

（5）発券機　1）発行券　・磁気式　・ICカード式　・パンチカード式　・RFIDカード式
・その他（　　）
2）発券方式　・入場時発行　・事前発行　・その他（　　）

（6）カーゲート　・バー式（・グラスファイバー製　・アルミ製　・鋼製（防錆処理））
・その他（　　）

21．防犯・入退室管理設備

（1）設備　・防犯装置　・入退室管理装置

（2）防犯装置　1）機器　・センサー　・監視制御装置　・警報装置　・その他（　　）
2）センサー　・パッシブセンサー　・赤外線センサー　・面像センサー　・マグネットセンサー
・ガラス破壊センサー　・その他（　　）
3）監視制御装置　・自立型　・壁掛型　・卓上型　・複合盤組込　・その他（　　）
4）機能　・警報　・記録　・監視カメラ連動制御　・センサー入切制御
・その他（　　）

（3）入退室管理装置　1）機器　・認識装置　・監視制御装置　・警報装置　・その他（　　）
2）認識装置　・バイオメトリックス　・音声　・暗証番号　・カード
・その他（　　）
3）監視制御装置　・自立型　・壁掛型　・卓上型　・複合盤組込　・その他（　　）
4）機能　・遠隔施解錠制御　・スケジュール設定制御　・照明制御　・空調制御
・センサー入切制御　・警報　・記録　・監視カメラ連動
・その他（　　）

22．自動火災報知設備

（1）機器　・受信機　・副受信機（表示装置）　・中継器　・発信機　・感知器
・その他（　　）

（2）受信機　1）型式　・P型1級　・P型2級　・R型
2）回線数　・（　　）回線　・（　　）アドレス
3）試験機能　・自動試験機能　・遠隔試験機能
4）盤形式　・複合盤組込　・自立型　・壁掛型　・その他（　　）

（3）副受信機（表示装置）　1）盤形式　・自立型　・壁掛型　・その他（　　）
2）回線数　・（　　）回線　・（　　）アドレス

（4）中継器　試験機能　・自動試験機能　・遠隔試験機能

（5）発信機　1）型式　・アドレス付　・P型1級　・P型2級
2）消火栓ポンプ起動　特記なき場合は、発信機連動方式とし、発信機表面に「消火栓起動」等の文字を併記する。
3）設置　・単独設置　・機器収容箱に組込　・消火栓ボックス（別途）に組込
・その他（　　）

（6）感知器　1）型式　・アドレス付　・一般型
2）種類　・熱感知器　○差感知器　・炎感知器
2）試験機能　・自動試験機能　・遠隔試験機能
3）設置場所　○屋内　○屋　・防水　・防爆　・防食　・その他（　　）
・屋外（・防水　・その他（　　）

23．自動開鎖設備

（1）機器　・連動制御器　・感知器　・自動開鎖装置　・自動開鎖装置
・その他（　　）

（2）連動制御器　1）制御対象　・防火戸　・防火シャッター　・防排煙ダンパー　・非常口等の扉
・その他（　　）
2）回線数　（　　）回線（遠方復帰機構（　　）回路）
3）設置　・単独（・壁掛形　・自立形）　・火災受信機等との複合盤

（3）感知器　1）型式　・アドレス付　・一般型
2）種類　煙感知器（・2種　・3種）
2）試験機能　・自動試験機能　・遠隔試験機能
3）設置場所　・屋内（・一般　・防水　・防爆　・防食　・その他（　　））
・屋外（・防水　・その他（　　））

（4）自動開鎖装置　1）方式　・電磁式　・ラッチ式　・その他（　　）
2）施工　・本工事　・別途施工　・既設　・その他（　　）

（5）自動開鎖装置　1）方式　・電気錠　・その他（　　）
2）施工　・本工事　・別途施工　・既設　・その他（　　）

24．非常警報設備

（1）設備　・非常放送装置　・非常ベル

（2）非常放送装置　1）消防法基準適合マーク品とする。
2）機器　・増幅器　・スピーカー　・非常用リモコンマイク
・その他（　　）
3）増幅器
①出力　（　　）W
②出力インピーダンス　・Lo形　・Hi形
③形式　・ロングラック型　・スタンダードラック型　・壁掛型　・その他（　　）
④機能　・マイク放送　・自動火災報知設備連動放送　・緊急地震速報設備連動放送
・その他（　　）
⑤用途　・拡声設備兼用　・非常放送専用
4）スピーカー
①錐線　・1W　・3W　・（　　）W
②インピーダンス　・Lo形　・Hi形
③設置場所　・屋内　・屋外　・その他（　　）
④用途　・拡声設備兼用　・非常放送専用
5）非常用リモコンマイク
型式　・壁掛形　・ラック収納形　・卓上形　・その他（　　）

（3）非常ベル（自動式サイレンを含む）　1）機器　・起動装置　・非常ベル　・表示灯　・その他（　　）
2）設置　・単独設置　・機器収容箱に組込　・消火栓ボックス（別途）に組込
・その他（　　）

25．ガス漏れ火災警報設備

（1）機器　・受信機　・副受信機　・中継器　・検知器　・警報器
・その他（　　）

（2）受信機　1）回線数　（　　）回線
2）種類　・都市ガス用　・液化石油ガス用
3）設置　・単独（・壁掛形　・自立形）　・火災受信機などとの複合盤
・その他（　　）

（3）副受信機　設置　・単独（・壁掛形　・自立形）　・火災受信機などとの複合盤
・その他（　　）

（4）検知器　1）動作　・単独（単独動作）　・連動（受信機に伝送）
2）定格電圧　・AC100V　・DC24V（受信機等から供給）　・その他（　　）
3）ガス検知出力信号　・有電圧出力方式　・無電圧接点方式

【中央監視設備】

26．監視制御設備

（1）監視制御対象設備　・動力設備　・受変電設備　・発電設備　・火災報知設備
・その他（　　）

（2）既設との取り合い　・無し　・盤改造　・配線接続　・その他（　　）

（3）機器　・監視操作装置　・信号処理装置　・記録装置　・伝送装置　・端末装置
・その他（　　）

（4）監視操作装置　1）形式　・壁掛型　・自立型　・卓型　・その他（　　）
2）表示装置　・グラフィックパネル　・ミニグラフィックパネル　・プラズマディスプレイ
・液晶ディスプレイ　・指示計器
・その他（　　）
3）操作装置　・操作スイッチ　・キーボード　・マウス
・その他（　　）

（5）信号処理装置　1）形式　・壁掛型　・自立型　・卓型　・ラック型　・卓上型　・その他（　　）
2）設置　・単独　・監視操作装置に組込　・その他（　　）

（6）記録装置　1）形式　・壁掛型　・自立型　・卓型　・ラック型　・卓上型　・その他（　　）
2）設置　・単独　・監視操作装置に組込　・その他（　　）
3）装置　・プリンタ　・記録メディア（　　）
・その他（　　）

【構内配電線路】

27．構内配電線路

（1）電気方式　1）種別　・三相3線式（・6.6　kV　・200V　・（　　）V）
・単相3線式（200V／100V）　・単相2線式（・100V　・（　　）V）
2）周波数　60　Hz

（2）配線方式　・地中線式（・直埋　・管路）　・架空線式（・直埋　・ちょう架線添架）
・建築物等添架式（・露出配管　・隠蔽配管　・その他（　　））
・その他（　　）

（3）建柱　1）施工　・本工事　・既設柱利用　・その他（　　）
2）電柱　・コンクリート柱　・鋼管柱　・パンザマスト
・その他（　　）
3）支持材　・腹かせ　・腹はじき　・腹巻き　・底板　・支線（保護ガード　・有　・無）
4）装柱材料　・有　・無
5）筐板　・有　・無

（4）ハンドホール、マンホール　1）形式　・壁掛型　・自立型　・卓型　・ラック型　・卓上型　・その他（　　）
2）施工　・本工事　・別途工事　・既設　・その他（　　）
3）ケーブル支持金物の取付　・2箇所　・4箇所　・（　　）箇所

（5）鋼材量　1）鋼材量の刻印は「強電」、「電力」又は「高圧」とする。
2）雨水の流れ込みを防ぐための防水パッキン付とする。

（6）地中ケーブル保護材料　1）種類　・FEP　・GLT（PEライニング管）　・VE　・HIVE　・SGP
・厚鋼電線管　・その他（　　）
2）標示杭埋設　・コンクリート製　・鉄製（アスファルト部分）
3）埋設標示シート　・一重　・2倍長　・3　・5倍長　・（　　）
4）埋設表示シートの表記は電力用であることがわかるものとする。

【構内通信線路】

28．構内通信線路

（1）用途　・電話用　・拡声用　・時刻表示用　・火災報知用　・非常警報用　・インターホン用
・テレビ共同受信用　・防犯用　・制御用　・その他（　　）

（2）配線方式　・地中線式（・直埋　・管路）　・架空線式（・直埋　・ちょう架線添架）
・建築物等添架式（・露出配管　・隠蔽配管　・その他（　　））
・その他（　　）

（3）建柱　1）施工　・本工事　・既設柱利用　・構内配電線柱に添架　・その他（　　）
2）電柱　・コンクリート柱　・鋼管柱　・パンザマスト
・その他（　　）
3）支持材　・腹かせ　・腹はじき　・腹巻き　・底板　・支線（保護ガード　・有　・無）
4）装柱材料　・有　・無
5）筐板　・有　・無

（4）ハンドホール、マンホール　1）形式　・壁掛型　・自立型　・卓型　・ラック型　・卓上型　・その他（　　）
2）施工　・本工事　・別途工事　・既設　・その他（　　）
3）ケーブル支持金物の取付　・2箇所　・4箇所　・（　　）箇所

（5）鋼材量　1）鋼材量の刻印は「弱電」又は「通信」とする。
2）雨水の流れ込みを防ぐための防水パッキン付とする。

（6）地中ケーブル保護材料　1）種類　・FEP　・GLT（PEライニング管）　・VE　・HIVE　・SGP
・厚鋼電線管　・その他（　　）
2）標示杭埋設　・コンクリート製　・鉄製（アスファルト部分）
3）埋設標示シート　・一重　・2倍長　・3　・5倍長　・（　　）
4）埋設表示シートの表記は弱電用であることがわかるものとする。

【その他】

29．消火器　1）設置　・本工事　・別途工事
2）消火器　種別（　　）、数量（　　）本
3）消火器収納箱　材質（　　）、数量（　　）面

記事		有限会社 太田建築事務所	一級建築士 太田賢治 登録番号 第65669号 事務所登録番号三重県知事第1-799号	製図年月日 平成25年 9月30日 所長 / 検図 / 担当	名称 3D上屋改修工事	NO. E-03	
					図名 電気設備特記仕様書 No.3	縮尺 ※※※	

4．電気設備工事指定資機材適用規格及びメーカーリスト

分　類	資 機 材 名	適 用 範 囲	規 格 ・ メ ー カ ー 等
電線	電線、ケーブル類 （エコ電線・ケーブルを先使用）	一般配線工事に使用するもので、エコ電線・ケーブルのあるもの	・ＪＩＳ規格適合品 ・ＪＣＳ:日本電線工業会規格　）規格適合品
		上記以外の一般配線工事に使用するもの	・ＪＩＳ規格適合品
	耐火、耐熱電線	耐火・耐熱性を必要とする場所に使用するもの	・登録認定機関（（社）電線総合技術センター）または指定認定機関（（社）日本電線工業会（耐火・耐熱電線認定業務委員会））により認定または評定されたもの （社）日本電線工業会により自主認定（評定）されたもの
	圧着端子 裸圧着スリーブ	一般配線工事に使用するもの	・ＪＩＳ規格適合品
電線保護物類	金属管、ＶＥ、ＰＦ、ＨＩＶＥ、ＦＥＰ、ＣＤ、合成樹脂製可とう管、可とう電線管、フロアダクト、各付属品	一般配線工事に使用するもの	・ＪＩＳ規格適合品 ・ＪＩＳ規格のない物にあっては、電気用品の技術上の基準を定める省令の適合品
配線器具	コンセント、スイッチ	一般配線工事に使用するもの	・ＪＩＳ規格適合品 ・ＪＩＳ規格のない物にあっては、電気用品の技術上の基準を定める省令の適合品
照明器具	蛍光灯器具 （省エネ型を優先使用）		・ＪＩＳ規格適合品 （社）日本照明器具工業会標準（ＪＩＬ規格）適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	非常用照明器具		・指定認定機関による型式適合認定または型式部材等製造者認証、を受けたもの （社）日本照明器具工業会の自主評定を受け、ＪＩＬ５５０１の適合マークが貼付されたもの
	誘導灯		・登録認定機関（（社）日本電気協会（ＪＥＡ誘導灯認定委員会））の認定を受け、認定証票が貼付されたもの
	その他の照明器具		・ＪＩＳ規格適合品 （社）日本照明器具工業会標準（ＪＩＬ規格）適合品
	安定器	高周波点灯専用形蛍光灯電子安定器	・ＪＩＳ規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
		上記以外のもの	・ＪＩＳ規格適合品 （社）日本電球工業会規格（ＪＥＬ）適合品
照明制御装置	センサ、照明制御部等		※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
インバータ装置	可変速運転用インバータ装置	可変速電動機用	※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
換気扇	窓用換気扇		・ＪＩＳ規格適合品
雷保護装置	避雷針設備（突針、支持管、引下げ導線、試験用接続端子箱、他）		・ＪＩＳ規格適合品
サージ保護デバイス	アレスタ（避雷器）	低圧用ＳＰＤ	・ＪＩＳ規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿　」による
		通信用ＳＰＤ	・ＪＩＳ規格適合品
盤類	分電盤、実験盤		・ＪＩＳ規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	制御盤		（社）日本配電制御　ﾗｲｽ工業会規格（ＪＳＩＡ）適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	消防防災用制御盤	消防用加圧送水装置、不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備に使用するもの、火災通報装置、総合操作盤等の消防用設備等の認定対象品目	・登録認定機関（（財）日本消防設備安全センター（消防用設備等認定委員会））の認定を受け、認定証票が貼付されたもの
		不活性ガス消火設備等の操作箱、新ガス系消火設備施制御盤、非常通報装置等の消防防災用設備機器の性能評定対象品目	（財）日本消防設備安全センターの性能評定を受け、評定証票が貼付されたもの
	キュービクル式配電盤		・ＪＩＳ規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	高圧スイッチギヤ	ＣＷ形、ＰＷ形	（社）日本電機工業会規格（ＪＥＭ）適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
高圧機器	高圧限流ヒューズ、高圧負荷開閉器、高圧避雷器		・ＪＩＳ規格適合品 （社）電気学会電気規格調査会規格（ＪＥＣ）適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿　」による
	断路器		・ＪＩＳ規格適合品 （社）電気学会電気規格調査会規格（ＪＥＣ）適合品
遮断器	高圧交流遮断器		・ＪＩＳ規格適合品 （社）電気学会電気規格調査会規格（ＪＥＣ）適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	配線用遮断器、漏電遮断器		・ＪＩＳ規格適合品
変圧器	高圧変圧器	特定機器	（社）日本電機工業会規格（ＪＥＭ）適合品のトップランナー変圧器 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
		特定機器以外の変圧器	・ＪＩＳ規格適合品 （社）電気学会電気規格調査会規格（ＪＥＣ）適合品
コンデンサ	高圧進相コンデンサ	直列リアクトルを含む	・ＪＩＳ規格適合品 ※コンデンサのメーカーは「設備機材等評価名簿」による
	低圧進相コンデンサ	直列リアクトルを含む	・ＪＩＳ規格適合品
計器用変成器	計器用変圧器、計器用変流器		・ＪＩＳ規格適合品 （社）電気学会電気規格調査会規格（ＪＥＣ）適合品
計器	電圧計、電流計、周波数計、力率計、電力計、電力量計（無検定、検定付）、他		・ＪＩＳ規格適合品
継電器	保護継電器		・ＪＩＳ規格適合品 （社）電気学会電気規格調査会規格（ＪＥＣ）適合品
絶縁監視装置	絶縁監視装置	高圧回路用、低圧回路用	※メーカーは「設備機材等評価名簿」による

分　類	資 機 材 名	適 用 範 囲	規 格 ・ メ ー カ ー 等
直流電源装置	蓄電池	消防用設備以外に使用するもの	・ＪＩＳ規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	整流装置	防災電源用以外に使用するもの	・ＪＩＳ規格適合品
	防災電源用	消防用非常電源、非常灯等用予備電源	・登録認定機関（（社）日本電気協会（ＪＥＡ蓄電池設備認定委員会））の認定をうけ、認定証票が貼付されたもの
交流無停電電源装置	交流無停電電源装置（ＵＰＳ）	定格出力３００ｋＶＡ以下のもの	・ＪＩＳ規格適合品 ・（社）電気学会電気規格調査会規格（ＪＥＣ）適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
発電設備	ディーゼル発電装置	防災電源用以外に使用するもの	・発電機及び原動機（ディーゼル機関）はＪＩＳ規格又は　（社）日本電機工業会規格（ＪＥＭ）の適合品
	ガスタービン発電装置	防災電源用以外に使用するもの	・発電機及び原動機（ガス機関）はＪＩＳ規格又は　（社）日本電機工業会規格（ＪＥＭ）の適合品
	防災電源用	消防用非常電源、非常灯等用予備電源	・登録認定機関（（社）日本内燃力発電設備協会）の認定を受け、認定証票（長時間形）が貼付されたもの
太陽光発電装置	パワーコンディショナ	出力１０ｋＷ未満のもの（系統連係保護機能を有するものを含む）	・ＪＩＳ規格適合品
		出力１０ｋＷ以上のもの（系統連係保護機能を有するものを含む）	・ＪＩＳ規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価事業名簿」による
	太陽電池アレイ（太陽電池モジュール及びアレイ接続箱）		・ＪＩＳ規格適合品で高効率型のもの
	架台		・太陽電池アレイの製造者が推奨するもの ・太陽電池アレイの製造者が同等と認めたもの ・上記と同等であると認められるもの
構内交換装置	交換機、局線中継台、電源装置、電話機		・登録認定機関（(財)電気通信端末機器審査協会（ＪＡＴＥ）等）の技術基準適合認定を受け、適合表示が貼付されたもの
拡声装置	非常用放送設備	非常用放送設備として使用するもの	・登録認定機関（日本消防検定協会）の認定を受け、認定証票が貼付されたもの
テレビ共同受信装置	アンテナ、ブースター、混合器、分波器、分岐器、分配器、テレビ端子、他	右記の認定品のあるもの	・優良住宅部品（ＢＬ部品）の認定を受けたもので、ＢＬマーク証紙が貼付されたもの又は当該品であると証明できるもの ・ＮＨＫ共同受信施設使用機材仕様規格適合機器の認定を受けたもので、証明するマークが貼付されたもの又は当該品であると証明できるもの ・ＪＥＩＴＡデジタルハイビジョン受信マーク登録品の認定を受けたもので、ＤＨマークが貼付されたもの又は当該品であると証明できるもの ・上記と同等であると認められるもの
監視カメラ装置	カメラ、モニタ、録画装置、他		※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
自動火災報知装置	感知器、発信機、中継器、受信機、漏電火災警報器		・登録検定機関（日本消防検定協会）の検定を受け、検定合格証票が貼付されたもの
中央監視制御設備	中央監視制御装置		※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
マンホール ハンドホール	蓋	鋳鉄製	※メーカーは「設備機材等評価名簿（機械設備機材評価名簿・鋳鉄製ふた）」による
	桝	レディミクストコンクリート、セメント	・ＪＩＳ規格適合品
電柱	コンクリート柱		・ＪＩＳ規格適合品

注　・「ＪＩＳ規格適合品」と指定された資材は、工業標準化法に基づく適合の表示（製品・包装の外面、容器の外面、結束荷札ごとの納品書にＪＩＳマーク表示、またはＪＩＳ規格証明書等の添付）があるものをいう。
・「設備機材等評価名簿」とは、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業　設備機材等評価名簿（電気設備機材・機械設備機材）」の最新版をいう。ただし、納入地区及びアフターサービス地区に中部地区または近畿地区が含まれ、評価の有効期間内にある場合にのみ有効とする。
・「設備機材等評価名簿」に記載されていないメーカーの資機材を使用する場合は、評価基準と同じ条件を満たすことを証明する書類を監督員に提出し、承諾が得られた場合のみ使用できるものとする。
・特殊仕様の資機材を使用する必要がある場合は、仕様、性能等を証明する書類を監督員に提出し、承諾が得られた場合のみ使用できるものとする。

◆Ⅳ　完成書類

引き渡し時には下記の書類を提出する。

名　称	完成書類	部数	
完成図（原図サイズ）	竣工図（製本）	１部	
	施工図（製本）	１部	
完成図（原図サイズＡ４折り）	ファイル綴	１部	
完成図（Ａ３版縮小二つ折り）	竣工図（製本）	２部	
	施工図（製本）	２部	
機器完成図 ・制御システム図 ・システム系統図 ・資・機材一覧表 ・機器完成図 ・取扱説明書 ・試験結果報告書 ・工場試験成績書 ・各種計算・検討書 ・予備品・付属品一覧表 ・機器銘板の写し ・検査済証 ・保証書 ・メンテナンス要領書 ・メンテナンス参考業者一覧表 ・官公庁手続き書類一覧表 ・官公庁手続き書類の写し（表紙のみ） ・その他監督員の指示するもの ＊各種書類には一覧表を作成し、インデックスも付けること。	ファイル綴	１部	
保全に関する資料 ・制御システム図 ・システム系統図 ・資・機材一覧表 ・機器完成図 ・取扱説明書 ・試験結果報告書 ・工場試験成績書 ・予備品・付属品一覧表 ・機器銘板の写し ・保証書の写し ・メンテナンス要領書 ・メンテナンス参考業者一覧表 ・その他監督員の指示するもの ＊各種書類には一覧表を作成し、インデックスも付けること。	ファイル綴	１部	
工事に関する書類 ・工事カルテ受領書の写し ・施工計画書 ・施工要領書 ・部分下請負通知書及び下請負契約書の写し ・施工体制台帳及び施工体系図 ・総合評価方式技術提案履行確認協議書及び確認書 ・工事進捗状況報告書 ・各種計画書及び報告書 ・排出ガス対策型建設機械使用報告書 ・工事日報 ・工事打合簿 ・段階確認書 ・工事事故報告書 ・安全管理関係書類 ・使用機材届出書 ・工事材料搬入報告書 ・機器明細図 ・機材の品質及び性能証明書 ・各種計算・検討書 ・工場試験成績書 ・試験結果報告書 ・計測機器校正証明書又は精度保証書の写し ・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書 ・産業廃棄物処理集計表 ・マニフェストＥ票の写し ・現場発生品調書 ・再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書 ・再資源化等完了報告書（特定建設資材廃棄物） ・工事写真（サムネール及び代表写真） ・足場施工写真 ・完成写真 ・検査立会者名簿 ・指示事項履行報告書 ・手直し結果等報告書 ・その他監督員の指示するもの ＊各種書類には一覧表を作成し、インデックスも付けること。	ファイル綴	１部	
官公庁手続き書類 ・官公庁手続き書類一覧表 ・官公庁手続き書類（本冊）	ファイル綴	１部	
電子納品		２部	
完成検査写真		１部	
工事目的物引渡書 引渡目録 工事書類預かり書		３部	

注　・保全に関する資料は、国土交通省「施設保全マニュアル作成要領」を参照する。
・改修工事等は既存の完成図を修正すること。
・白焼き（青焼きを不可）で文字潰れのないこと。表紙（可能な範囲で背表紙にも）に「年度、工事名、工期、竣工図（又は施工図）、請負者名」を印字（シール不可）すること。
・作成しがたい場合は、監督員との協議による。
・上記表は標準の部数であり、詳細については監督員の指示による。
・その他監督員の指示する書類を作成して提出すること。
・ファイルはチューブファイル以上とする。
・完成書類の著作権にかかる使用権は発注者に移譲するものとする。

Ⅴ　機器標準取付高さ

標準的な高さであるり、詳細については監督員と協議する。（○印はバリアフリー対応）

	名　称	個　点	取付高さ（　　㎜）	備　考
電力	接地端子盤	床上～下端		
	取引用計器	地上～窓中心	１,８００～２,０００	
	引込開閉器	床上～中心	１,８００～２,０００	
電灯	分電盤	床上～中心	１,５００上端１,９００	
	スイッチ	床上～中心	１,３００　○１,０００	
	コンセント（一般）	床上～中心	３００　○４００	
	コンセント（和室）	床上～中心	２００	
	コンセント（台上）	床上～中心	１５０	
	コンセント（ＷＰ）	床上～中心	１,０００	
	コンセント（地下）	床上～中心	１,０００	
	コンセント（土間）	床上～中心	５００	
	ブラケット（一般）	床上～中心	２,１００～２,３００	
	ブラケット（鏡上）	鏡上端～中心	１５０	
	ブラケット（処理場）	床上～中心	２,５００	
動力	壁掛型制御盤	床上～中心	１,５００　上端１,９００	
	手元開閉器	床上～中心	１,５００	
	操作スイッチ	床上～中心	１,３００	
電話	端子盤	床上～下端	３００	
	保安器盤	床上～中心	２,０００	
	壁位置ボックス	床上～中心	３００	
	壁位置ボックス（和室）	床上～中心	２００	
時計・拡声	壁掛型親時計	床上～中心	１,５００　上端１,９００	
	子時計	床上～中心	２,３００	
	壁掛型スピーカ	床上～中心	２,３００　２,５００	
	アッテネータ	床上～中心	１,３００	
表示	表示器	床上～中心	２,３００	
	壁付発信器	床上～中心	１,３００	
	ベル・ブザー・チャイム	床上～中心	２,３００	
インターホン	壁付インターホン	床上～中心	１,３００	
	壁位置ボックス	床上～中心	３００	
	壁位置ボックス（和室）	床上～中心	２００	
	子機（身障者用）	床上～中心	１,１００	
	呼出しボタン（身障者用）	床上～中心	８００～９５０	便座先端から後方へ100～200 ２個目（高700，便座先端から前方600　㎜）
	表示灯（身障者用）	床上～中心	１,８００	
テレビ	機器収容箱	床上～中心	２,０００	
	直列ユニット	床上～中心	３００	
	直列ユニット（和室）	床上～中心	２００	
火災報知	受信機・副受信機	床上～中心	１,５００	
	発信器	床上～中心	１,３００	
	表示灯	床上～中心	１,８００	
	ベル	床上～中心	２,３００	

参考資料：高齢者が居住する住宅の設計に係る指針（最終改正　平成２１年国交省告示第９０６号）
ユニバーサルデザインのまちづくり施設　整備マニュアル　（平成２０年４月　三重県）

設計図書に関する情報欄

建築士法第２０条第５項の規定に基づく表示
□　建築設備の設計に関し、建築設備士に意見を聴いていない。
□　建築設備の設計に関し、建築設備士に意見を聴いた。

【氏　名】	
【資　格】	
【勤　務　先】	
【登録番号】	
【意見を聞いた設計図書（図面番号）】	

記事

有限会社　太田建築事務所	一級建築士　太　田　賢　治 登　録　番　号　第６５６６９号 事務所登録番号三重県知事第１－７９９号	製図年月日　平成25年 9月30日 所長 / 検図 / 担当	名称　3D上屋改修工事 図名　電気設備特記仕様書　No.４	縮尺　※※※	NO.　E-04

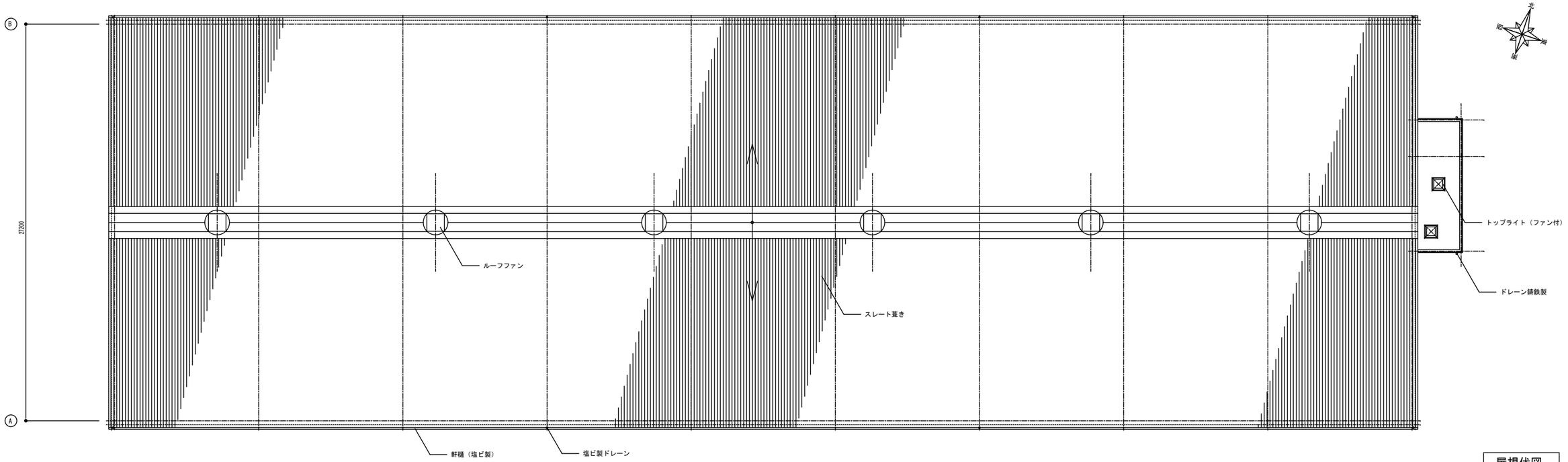

屋根伏図

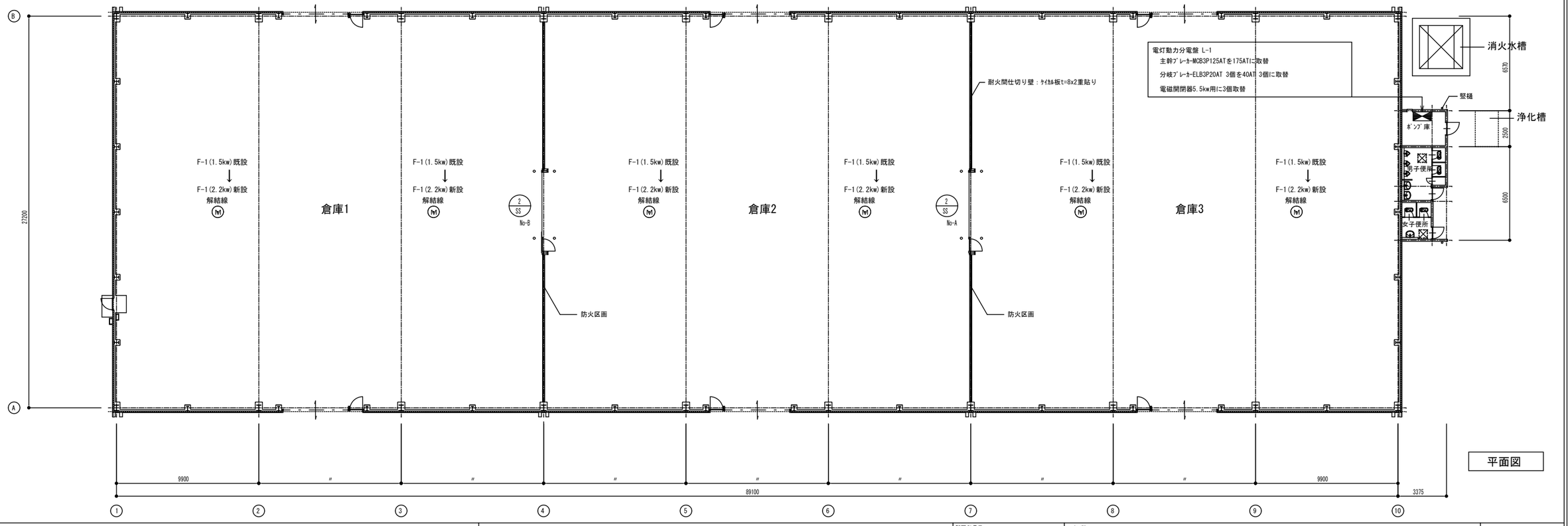

平面図

記事		有限会社 太田建築事務所 一級建築士 太田賢治 登録番号 第65669号 事務所登録番号三重県知事第1-799号	製図年月日 平成25年 9月30日 所長 / 検図 / 担当	名称 3D上屋改修工事 図名 動力設備平面図	縮尺 1/200	NO. E-05

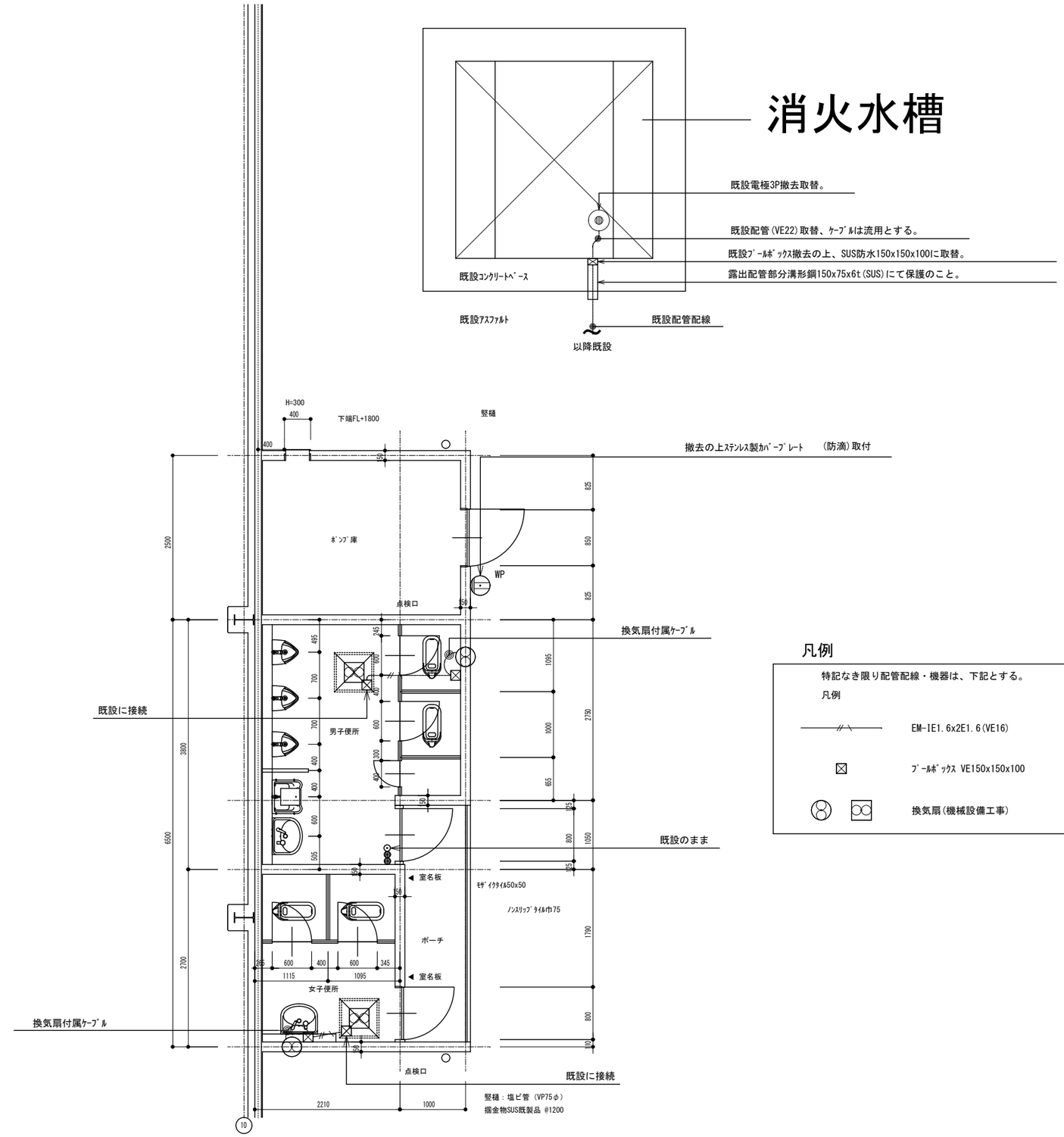

凡例

特記なき限り配管配線・機器は、下記とする。

凡例

- EM-IE1.6x2E1.6(VE16)
- ﾌﾟｰﾙﾎﾞｯｸｽ VE150x150x100
- 換気扇(機械設備工事)

記事		有限会社 太田建築事務所	一級建築士 太田 賢治 登録番号 第65669号 事務所登録番号三重県知事第1-799号	製図年月日 平成25年 9月30日	所長	検図	担当
				名称 3D上屋改修工事			
				図名 消火水槽・便所廻り電灯動力設備平面図	縮尺 1/50		
				NO. E-06			

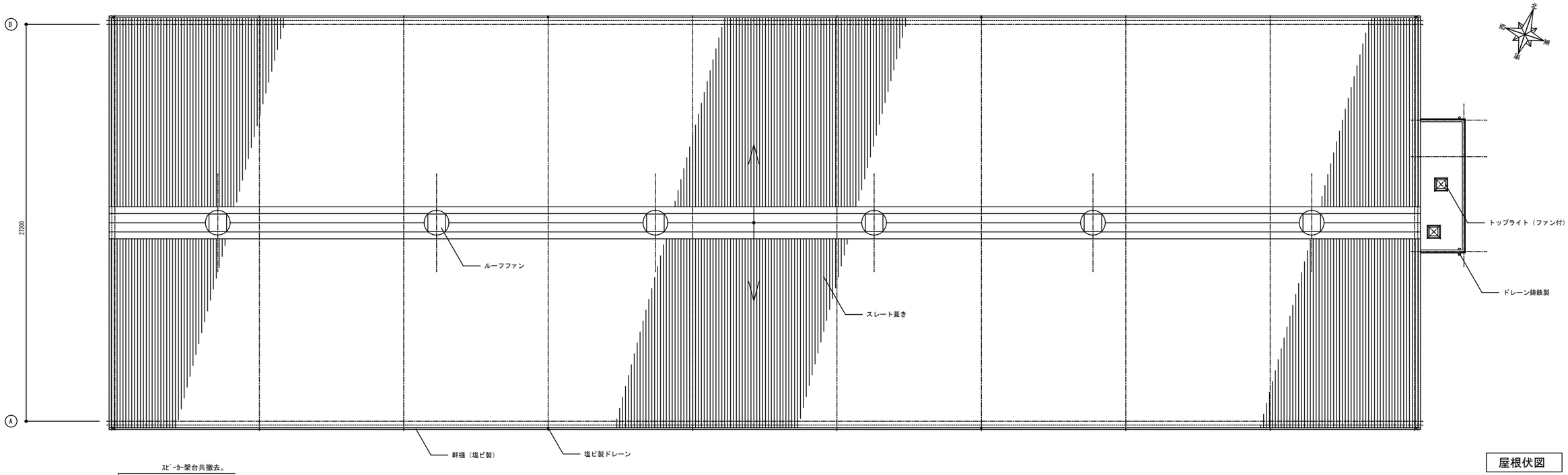

屋根伏図

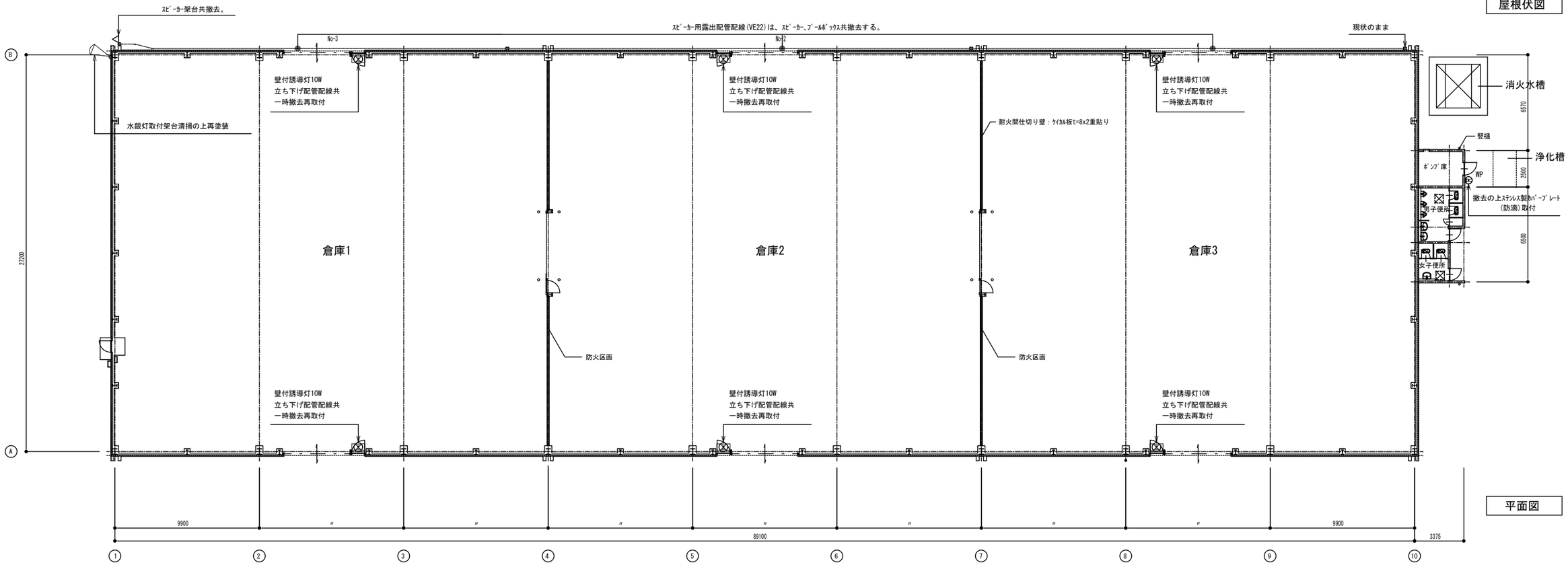

平面図

記事		有限会社 太田建築事務所	一級建築士 太田賢治 登録番号 第65669号 事務所登録番号三重県知事第1-799号	製図年月日 平成25年 9月30日 所長 / 検図 / 担当	名称 3D上屋改修工事 図名 電灯・放送設備平面図 縮尺 1/200 NO. E-07

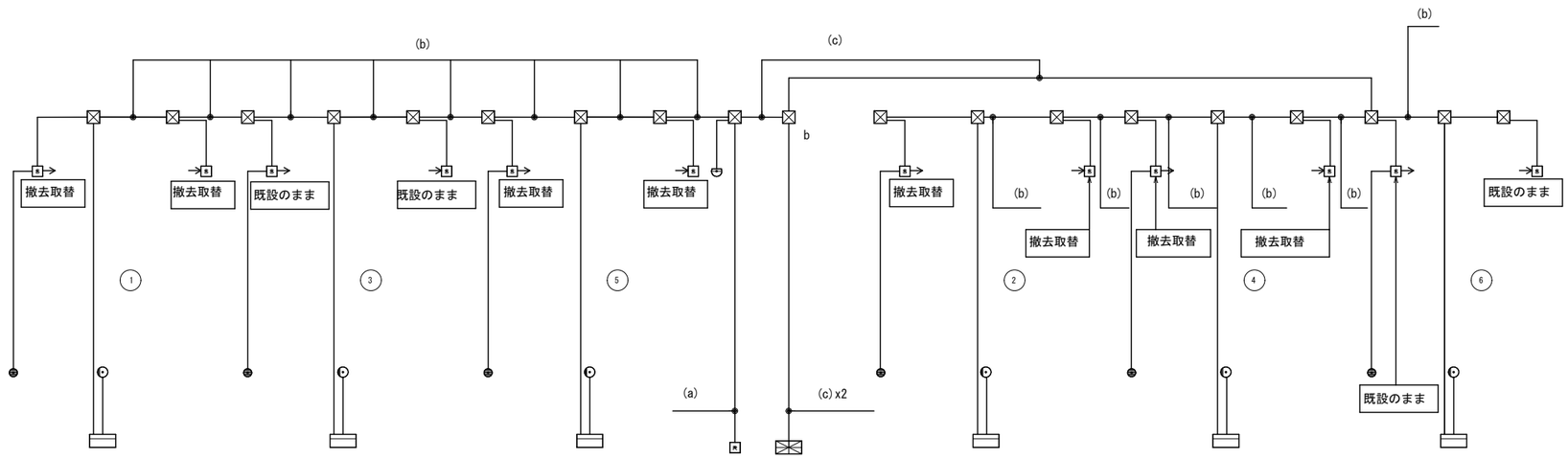

(a) HP1.2-5P(25)

(b) HP1.2-10P(31)

(c) HP1.2-15P(31)

系 統 図

凡 例		
記号	名 称	備 考
	受信機	P-1-10L 防水ボックス付
	機器収容箱	消火栓内臓 (P) (B) (R)
	差動式スポット型感知器	2種
	光電式分離型感知器	2種 送光部
	光電式分離型感知器	2種 受光部
(P)	P型発信機	1級
	表示灯	AC24V
(B)	火災警報ベル	DC24V,15mA,150φ
(R)	移報器	消火栓ポンプ始動用(制御盤組込)
	配管配線立上げ引下げ	
	ジャンクション、プルボックス	
	配管配線	
	警戒区域線	
	警戒区域番号	火災表示用

注 記

特記なき配管配線は、下記とする。

AE1.2-4C(19)　　PB 200x200x200

HP1.2-2C(19)

HP1.2-5C(19)

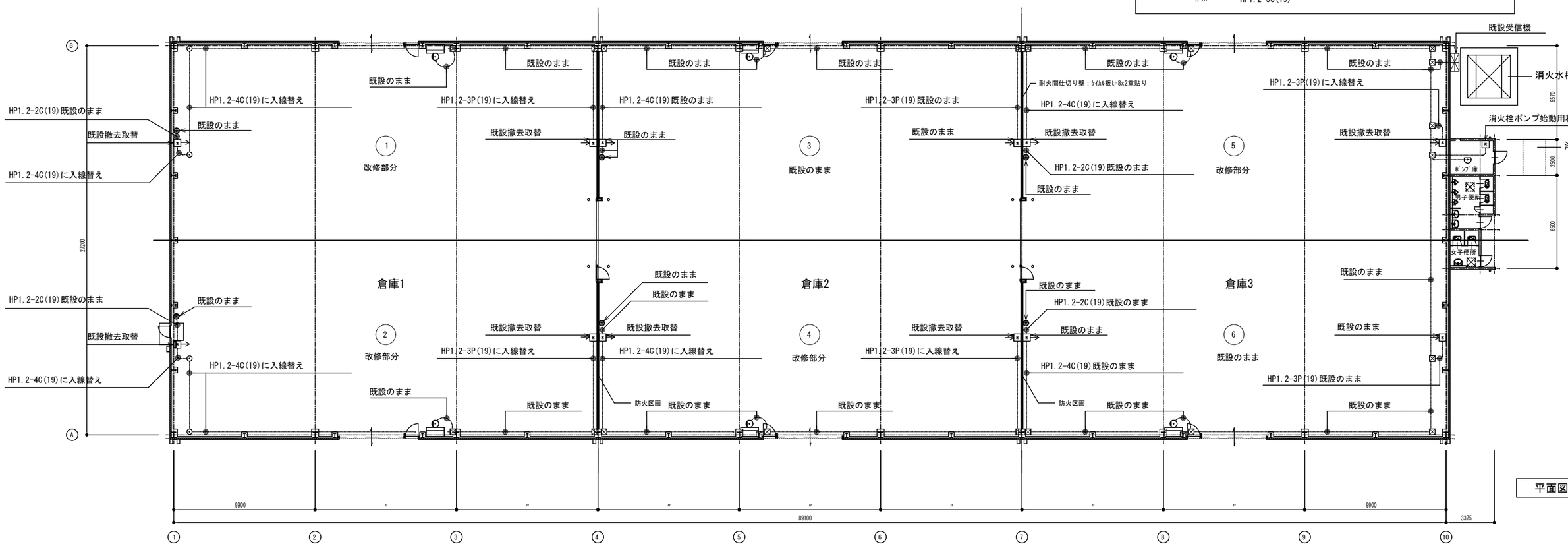
既設受信機
消火水槽
消火栓ポンプ始動用移報器
浄化槽
ポンプ庫
男子便所
女子便所
6570
2500
6500
耐火間仕切り壁：ケイカル板t=8x2重貼り
HP1.2-2C(19)既設のまま
既設撤去取替
既設のまま
HP1.2-4C(19)に入線替え
HP1.2-4C(19)に入線替え
HP1.2-3P(19)に入線替え
HP1.2-4C(19)既設のまま
HP1.2-3P(19)既設のまま
HP1.2-4C(19)に入線替え
HP1.2-3P(19)に入線替え
既設撤去取替
既設撤去取替
既設撤去取替
既設撤去取替
既設のまま
既設のまま
既設のまま